

## 第 部

### 政策と制度の分析

## 第1章

# 中国における食糧流通政策の変遷と 農家経営への影響

竇 劍 久 俊

### はじめに

1949年の中華人民共和国成立以降、中国では食糧生産を重視する農業政策と都市住民に対して安価な食糧を配給する流通政策が、長年にわたって実施されてきた。このシステムの根幹に位置したのが、国家による食糧の統一買い付け・統一販売制度であり、国有商業部門とその指定機関が食糧流通全般を統制した。また食糧以外の農産物についても、一部の特産物を除き自由市場での流通は基本的に認められず、計画買い付け制度や割当て買い付け制度によって一貫して統制されてきたのである。

食糧の一元的な管理システムは、絶対的な食糧不足時には平等主義的な食糧供給を可能にし、安価な食糧供給を通じて低賃金労働の維持と工業化のための資本蓄積に貢献したという側面が存在する。しかし食糧生産の絶対水準が向上するにつれて、食糧に対する直接統制は食糧の生産・流通に対して多大な不効率性を発生させるとともに、農民の食糧生産へのインセンティブを阻害するものとなってきた。そこで中国政府は1978年から実施された改革・開放政策において、食糧流通システムの改革に着手したのである。

農民からの食糧買い上げ価格の大幅引き上げを先鞭とした食糧流通システムの改革は、政府買い上げ対象食糧の段階的縮小、食糧備蓄制度や食糧卸売

市場の整備、都市部での食糧販売価格引き上げと食糧配給制度の廃止などを通じて、食糧流通に対する政府関与の度合いを縮小させ、市場メカニズムに委ねる方向で進展してきた。しかし、いったん廃止された食糧供出制度が食糧価格の高騰によって復活したり、豊作によって発生した食糧買い付け価格の大幅下落に対応するため、保護価格による政府の無制限食糧買い付けが実施されたりするなど、食糧流通政策の改革は必ずしも順調に進んできたわけではない。

一方、沿海地域を中心とする急速な産業化と経済発展によって、農村の経済構造も大きく変化してきた。食糧生産が中心であった農家の農業経営も多様化が進んでおり、農家の兼業化や非農家化も盛んになってきている。だがそのような経済の変容は、地域間や農家間での格差をともなっており、その意味で各地の食糧流通システムのあり方や食糧流通政策の効果は、地域によって異なっていると考えられる。

そこで本章では、中国における食糧流通システムに焦点をあて、改革・開放以降の食糧流通政策全体を俯瞰し、その特徴と問題点を考察する。そのとき、政策の変化が食糧生産・食糧価格に対して与えた影響はいかなるものであったのか、逆に実体経済の動向が食糧流通政策のあり方にどのような変化をもたらしたのか、という政策と実態の相互関係について、各種の統計データや先行研究などを利用して明らかにすることを第1の研究課題とする。

さらに、食糧流通システムのなかの重要なアクターである農家に焦点をあて、食糧流通政策の変化が農家の農業経営や経済厚生に対して与えた影響を定量的に考察することが、第2の研究課題である。農家行動については、特に地域間の格差や農家類型の違いを考慮しながら分析を進める。また中央政府によって打ち出された食糧流通政策が、農村レベルではどの程度有効に機能しているのか、政策と現実がどの程度乖離しているのか、という点をミクロレベルの情報に依拠しながら検討していく。

具体的には、まず第1節で中国の食糧生産と農村経済に関する概況を簡潔に説明する。続く第2節では、政策と実態との相互関係に着目しながら食糧

流通政策を時系列的に整理し、現在の食糧流通システムが抱える問題点を指摘する。そして第3節では、食糧流通に関する既存の家計調査の結果にもとづき、食糧流通政策変化による農家の農業経営への影響と、食糧生産・販売をめぐる農家と地方政府や国有食糧企業との関係について検討する。最後に、まとめとして結論を提示する。

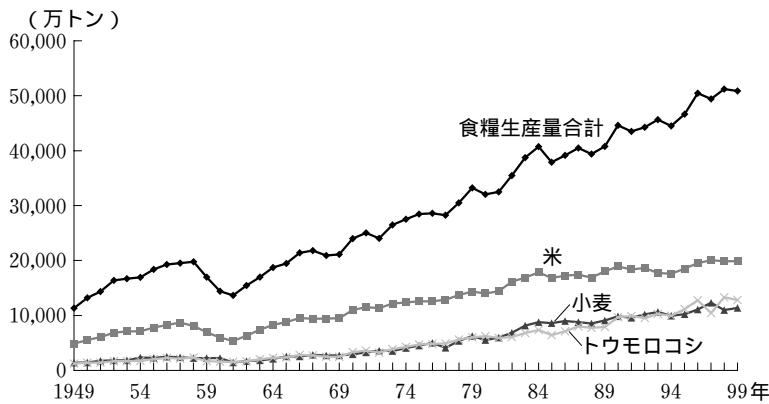
## 第1節 中国の食糧生産・農家経営の概況

中国の食糧流通政策の説明にはいる前に、まず本節で中国における食糧生産の概要と農家による農業経営の動向について簡潔に説明し、中国の食糧生産にかかわる経済事情をまとめる。

まず初めに、中国の食糧（「糧食」）の定義について説明する。生産統計としての食糧（「原糧」）には、水稻、小麦、トウモロコシ（粒子に換算）に加えて、コーリヤン、粟、その他雑穀、芋類（サツマイモとジャガイモは含むが里芋・キャッサバは含まず）、豆類（さやを除去した乾燥豆換算）が含まれる<sup>(1)</sup>。他方、流通統計としての食糧（「貿易糧」）は、米と粟のみ調整後（糊殻除去後）の状態に換算し、その他の食糧は「原糧」で計算されるものである。本章では、必要に応じて両者の統計を使い分ける。ただし生産統計と流通統計を比較する場合、一般的な換算率が存在しないため、1978～84年データを利用して著者自ら推計した原糧から貿易量への換算率（0.844）を使用する<sup>(2)</sup>。

次に食糧生産と食糧作付け面積の推移についてみていく。図1では、1949年の建国以降の食糧生産推移が示されている。それをみると明らかのように、食糧生産量は1958～60年（大躍進期）の大幅な落ち込みを除き、趨勢的な増加を示している。年平均の食糧生産量増加率は、1960年代が5.5%，1970年代が3.0%，1980年代が3.5%，そして1990年代が1.4%となっている。生産責任制が導入された1980年代を除き、食糧生産の成長率は徐々に低下する傾向にあるが、依然として食糧の増産は続いている。建国以降、中国政府は一貫

図1 食糧生産量の推移



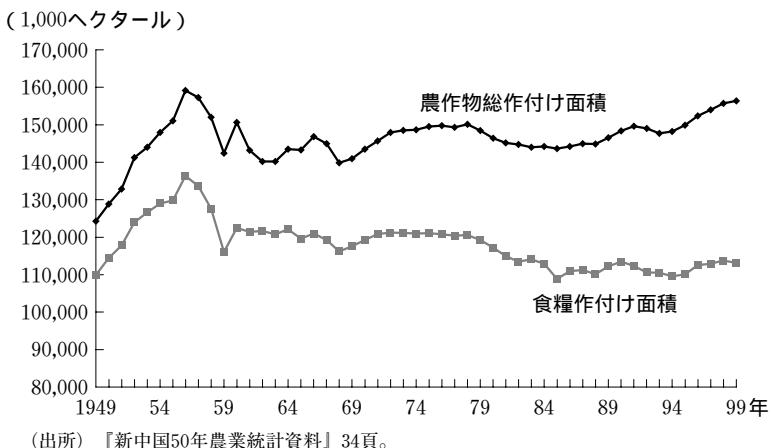
(出所) 『新中国50年農業統計資料』37頁。

して食糧生産重視の姿勢をとってきており、それが食糧生産増進につながったといえる。

食糧の内訳でみていくと、主要な作物である米、小麦、トウモロコシの生産は顕著な増加を示しており、この三つの作物が食糧生産に占める割合も1949年の66.2%から1999年には86.6%まで上昇している。その反面、粟やコリヤンなどの雑穀の生産量は絶対量が半減しており、食糧生産に占める比重も大幅に低下している。また、米の生産量の成長率は食糧生産のそれとほぼ同水準であるが、小麦、トウモロコシの生産量の伸び率が比較的高く、1949年と比較した1999年の生産量は、食糧全体と米がそれぞれ4.5倍、4.1倍であるのに対して、小麦とトウモロコシのそれは8.2倍、10.3倍となっている。ただし、同時期の中国の人口増加率も高い水準にあったため、人口1人当たり食糧生産量でみると食糧生産の伸びはそれほど急速なものではなかった。1949年の1人当たり食糧生産量は209kgであるのに対し、1978年と1999年の1人当たり食糧生産量はそれぞれ317kg、404kgであり、1949年の1.5倍、1.9倍となっている。

他方、図2は農作物の総作付け面積と食糧作物の作付け面積の推移を示し

図2 農産物・食糧作付け面積の推移



(出所) 『新中国50年農業統計資料』34頁。

たものである。図から分かるように、総作付け面積と食糧作付け面積は1950年代に大幅な増加がみられるのに対して、大躍進後の1960年代以降はほとんど増加していない。総作付け面積は1990年代後半から若干の増加がみられるが、食糧作物については1978年以降、1億1000万ヘクタール前後で停滞している。食糧の品目別では、トウモロコシの作付け面積が1979年から若干増加している反面、米と小麦に関してはそれほど大きな変動はみられない。トウモロコシ作付け面積の増加は、黒竜江省、吉林省などの東北・華北地域での作付け面積拡大によるところが大きい。

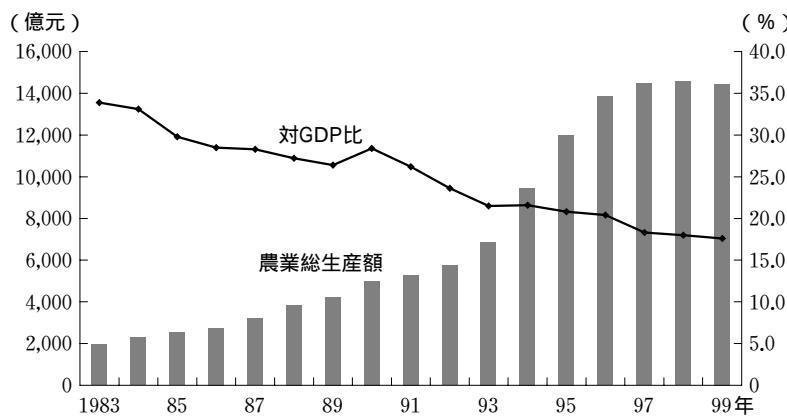
したがって、食糧の増産は耕地面積拡大によるものではなく、主として単収の上昇によってもたらされたのである。食糧生産全体では、1999年の単収はヘクタール当たり4492kg、米（稻）は6345kg、小麦は3947kg、トウモロコシは4945kgであり、1949年と比較して単収はそれぞれ4.4倍、3.4倍、6.1倍、5.1倍になっている。単収の飛躍的な上昇は、農業インフラの整備や農業技術進歩によるところが大きく、1950年代の老農技術の発見・改良・普及<sup>(3)</sup>、1960年代以降の中国農業科学院を頂点とする農業技術の研究開発と品種改良・普及ネットワークの整備、1970年代以降のハイブリッド品種の普及と、

それによる作付け体系の変化（多毛作・多期作化）、また灌漑施設の整備など土地改良事業の推進、化学肥料投入の急増や農業機械の普及などの効果があげられる。

次に食糧生産から視点を広げて、農業生産の経済全体に占める位置について簡単にまとめる。図3では、農業総生産額とその対GDPシェアが表現されている。それから分かるように、農業総生産額は1983年から一貫して上昇しており、特に1987～88年と1992～94年には実質ベースで10%を超える急激な上昇を示している。それにもかかわらず、農業総生産額の対GDPシェアは1983年の33.9%から毎年低下しており、1990年代後半には20%を下回り、1999年には17.6%にまで低下している。製造業などの工業部門の急速な発展と比較して、農業部門の成長率は低く、そのことが農業総生産額の対GDPシェア低下の原因となっている。

そのような中国の産業構造変化のなか、農村部においても農村労働力の非農業労働力化が進行している。郷村労働力<sup>(4)</sup>に占める農業従事者の割合は、1987年時点では79.2%であった。しかし、その構成比は1990年代から徐々に低下していき、1999年には70.2%と9ポイント程度低下している<sup>(5)</sup>。さらに、

図3 農業総生産額と対GDPシェアの推移



(出所) 『中国農業発展報告2000』102, 104頁。

表1 農業センサスによる農業類型別農村世帯構成（1996年末現在）  
(%)

	総計	平原地域	丘陵地域	山間地域
農村世帯（万戸）	21,383	9,167	7,400	4,813
農業世帯	90.3	86.9	91.4	95.1
純農業世帯	59.3	55.9	57.9	67.8
農業兼業世帯	18.2	16.8	20.1	18.1
非農業兼業世帯	12.8	14.2	13.3	9.3
非農業世帯	9.7	13.1	8.6	4.9

(注) (1) データの欠損のため、地域別農村住戸の合計は総計に一致しない。

(2) 「非農業世帯」とは世帯構成員全員の主たる職業が非農業である農村世帯のことである。

「農業世帯」とは「非農業世帯」以外の農村世帯である。

(3) 「純農業世帯」とは世帯構成員全員の主たる職業が農業である農村世帯のことである。

「農業兼業世帯」とは主たる職業が農業である世帯構成員が非農業就業世帯員より多い農村世帯のことである。

「非農業兼業世帯」とは主たる職業が農業である世帯構成員が非農業就業世帯員より少ない農村世帯のことである。

(出所) 全国農業普查弁公室〔2000: 38, 434〕。

1996年末を調査基準時点として実施された農業センサスの集計結果をみると、農家レベルでの兼業化の動向がいっそう顕著となる。表1は農村世帯を農業経営類型の観点から整理したものである。それによると中国農村全体で、純農業世帯の全農村世帯に占める比重は59.3%であり、兼業農家が31.0%，非農業世帯が9.7%である。また地域別にみると、産業化が進んでいる平原地域では非農業世帯が13.1%を占めるとともに、兼業化が進展している。他方、自然環境が厳しい山間地域では、非農業世帯の割合はわずかに4.9%にとどまる反面、純農業世帯の構成比が67.8%と高い水準にあることが分かる。したがって、中国全体では農村世帯の非農家化と兼業化が徐々に広がっているが、その速度には地域差が大きいことが指摘できる。

このような農村世帯の非農家化・兼業化の動きは、農村世帯の収入面にも変化をもたらしている。表2は国家統計局の農村世帯に対する家計調査データを利用して、農村世帯1人当たり実質所得の推移とその構成をまとめたものである。1980年代後半は、農村世帯1人当たり実質所得はほとんど増加し

表2 農村世帯の1人当たり実質所得とその構成比

	実質所得（1985年価格）				ジニ係数
	(元)	労働者報酬収入 (%)	耕種業純収入 (%)	牧畜業純収入 (%)	
1985年	398	18.0	48.2	11.2	0.227
1986年	399	19.3	48.4	10.2	0.304
1987年	410	20.6	44.9	13.1	0.289
1988年	412	21.6	40.8	15.5	0.305
1989年	381	22.7	39.9	15.5	0.319
1990年	416	20.2	48.1	12.5	0.310
1991年	420	21.4	45.7	13.3	0.307
1992年	443	23.5	43.1	13.0	0.313
1993年	458	21.1	47.6	9.2	0.329
1994年	492	21.5	48.4	8.0	0.321
1995年	541	22.4	49.1	7.1	0.342
1996年	613	23.4	48.0	7.3	0.323
1997年	649	24.6	45.1	8.8	0.329
1998年	678	26.5	42.9	7.8	0.337
1999年	703	28.5	39.9	7.1	0.336

（注） デフレーターとして1985年を100とした農村消費者物価指数を利用した。

（出所） 『中国農村住戸調査年鑑2000』14, 16, 18頁, 『中国統計年鑑2001』281頁。

ていなかったが、1990年代中ごろ以降に世帯1人当たり実質所得の大きな上昇がみられる。その結果、1999年の世帯1人当たり実質所得は、1985年の1.8倍となった。所得の構成比でみると、賃金労働による収入である労働者報酬収入の割合が、1985年の18.0%から1999年には28.5%と10ポイント程度上昇している。それに対して作物栽培からの収入である耕種業純収入の比重は、1985年の48.2%から1999年には39.9%と10ポイント程度低下している。耕種業の実質純収入額でみても、同時期に1.5倍しか増加しておらず、特に1996年以降はその絶対額がむしろ減少している。

さらに表2の農村世帯1人当たり所得のジニ係数をみると、特に1986年前後と1990年代前半に農家間の所得格差が拡大していることが分かる。1985年のジニ係数は0.227であったが、1986年には0.304と大きく上昇しており、そ

の後の1980年代後半は0.3前後で推移していた。しかし1990年代前半には、農家間の所得格差が再び拡大しており、1995年のジニ係数は0.342と大きく上昇している。すなわち、徐々にではあるが農村の内部でも世帯間の経済格差が広がっているのである。

以上の点をまとめると次のようになる。すなわち、中国の食糧生産は作付け面積拡大ではなく、単収を増加させる方向で食糧の増加を実現してきた。だが、生産責任制が導入された1980年代を除き、食糧生産の成長の速度は次第に低下してきている。また農業部門の中国経済全体のなかでの比重は徐々に低下してきており、農村世帯の兼業化と非農家化も次第に進行している。ただし、兼業化と非農家化の進展度合いには地域格差が存在しており、農村世帯間の所得格差は拡大する傾向にある。

## 第2節 食糧流通政策の変遷とその影響

本節では、改革開放政策が開始された1978年以降の食糧流通政策の変遷を、実際の食糧生産・食糧価格の推移や食糧流通の実態とあわせながら検討していく。食糧流通政策の全体的な流れとしては、生産量、販売額、価格のすべてを中央政府がコントロールし、市場を通じた自由な取引を極力抑えるという食糧流通の直接統制から、市場取引を通じた価格メカニズムを基本とし、政府は備蓄制度、価格補助制度、卸売市場への介入などの間接的な手段を通じて食糧流通をコントロールするという間接統制へと段階的に移行していく形で展開してきた<sup>(6)</sup>。また食糧流通の政策目標は、都市住民への安価な食糧を確保するという都市消費者保護を重視するものから、食糧生産農家など農業生産者に対する保護を強めるものへと転換してきている。

そのような政策転換の背景には、食糧増産による食糧の相対的な重要性の低下、食糧価格補填に対する財政負担の増大、国有食糧企業の非効率な経営と赤字増大、都市生活者の経済水準の向上と農村生活者との経済格差拡大、

表3 中国食糧流通に関する政策一覧表

年	主な政策	類型	政策目標	具体的内容
①1978～84年	農村制度・農業生産体制の改革、流通政策調整	直接統制	消費者保護	食糧買い付け価格の引き上げ、生産責任制の導入、食糧市場の復興、野菜や豚、卵、水産物などの主要な副食品については割当て買い付け制度の廃止とほぼ完全な流通自由化
②1985～90年	食糧契約買い付け制度の導入による食糧価格の複線型流通システムへの移行			食糧の統一買い付け制度の廃止、契約買い付け制度の導入、食糧自由市場と政府による直接統制市場の併存、食糧卸売市場の建設、食糧特別備蓄制度の創設、ただし統一販売制度は維持
③1991～93年	食糧統一買い付け・統一販売制度の改革、「保量放価」政策の実施			食糧価格の全面自由化（都市住民に対する食糧配給価格の大幅引き上げと段階的廃止、契約買い付け規模のみ指定し、買い付け価格は自由化）、だが食糧価格高騰により義務供出としての契約買い付けが復活、食糧リスク基金の設立
④1994～95年	省長食糧責任制の導入	間接統制	生産者保護	地域間不均衡による食糧価格の高騰を教訓に、省長食糧責任制によって各省の食糧需給を各省の責任において管理することで、省内の食糧需給の均衡化と市場の相対的安定化を目指す。国有食糧企業経営における政策性業務と商業性業務の分化を実施
⑤1996～98年	「四つの分離・一つの完全化」「三つの政策・一つの改革」の実施			農民の余剰食糧の保護価格による無制限買付け、国有食糧企業の順次やでの食糧販売、食糧買い付け資金の他目的への流用禁止、国有食糧企業への自主経営と独立採算制導入による政策と経営の分離、商人・食糧加工企業による農村・農民からの直接買付け禁止
⑥1999年～	消費地での食糧流通自由化促進、間接コントロール強化		生産者保護と自由化	食糧消費地における食糧買い付け・販売価格の完全自由化、食糧主産地における保護価格による買付けの維持、保護価格買付け対象品目の縮小、食糧備蓄制度の強化、農村・農民からの直接買付けへの参入条件緩和

(出所) 筆者作成。

社会主義体制維持のための農村生活者保護の必要性など、経済的政治的要因が存在していると考えられる。

本節では、1978年以降の食糧流通政策を六つの段階に分けて、各段階における政策の概要と実際の食糧流通への影響を説明していく。各段階における食糧流通政策の概要は、表3にまとめてある。

### 1. 農村制度・農業生産体制改革期（1978～84年）

中国では1953年に実施された統一買い付け・統一販売（「統購統銷」）制度によって、農民からの食糧買い付け、食糧流通・加工、都市での食糧配給など食糧流通にかかわるすべての部門は、1978年に至るまで一貫して国家によって独占されてきた。統一買い付け・統一販売制度の具体的な政策内容は、以下の3点に要約される。すなわち、(1)食糧生産農民は国家が規定する品目・数量・価格にもとづき、余剰食糧の80～90%を供出義務として国家の指定機関に販売する（統一買い付け）、(2)都市住民と農村の食糧不足農家の自家消費用食糧および食品工業・飲食業などの必要食糧は、国家が国有食糧商店を通じて公定価格で計画的に配給する（統一販売）、(3)食糧流通あるいは加工に携わる国営・公私合営・合作社経営のすべての商店・工場は、国家食糧部門の管理に帰し、独自の活動を禁止され、食糧部門の委託販売あるいは委託加工のみ許される。さらに政府は食糧自由市場を厳格に管理し、そこでの取引対象、内容、価格および売買参加者を厳しく制限する（市場統制）、というものであった（池上 [1989: 76-77]、周 [2000: 21-23]）。そして農村部において、このような食糧流通制度を支えたのは人民公社による集団農業制度であり、上級機関からの計画に従うかたちで、食糧の一元的な生産・販売の管理を担ってきたのである。

食糧の統一買い付け・統一販売制度の具体的な政策内容は、時期によって多少の変更が行われた。しかし、国家の管理・統制のもと、農民が余剰食糧を義務供出として公定価格で国家（国営商業部門）に販売し、都市住民など

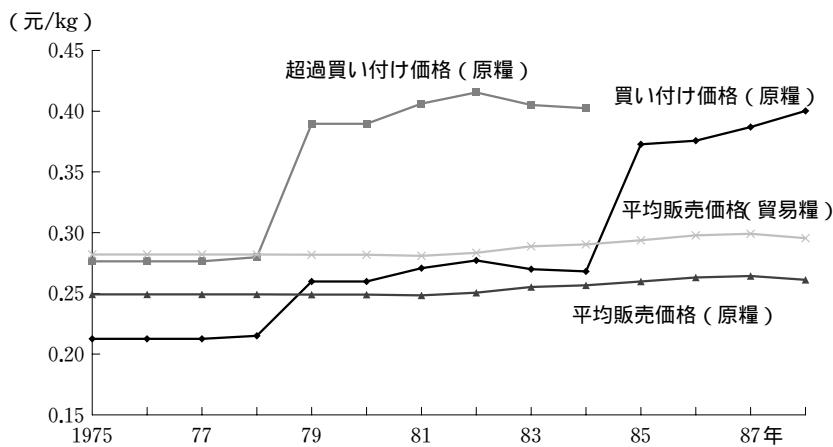
の食糧需要者は国家から食糧配給を受けるという基本的な構図は、1978年まで変わらなかった<sup>(7)</sup>。1970年前後から、政府は食糧流通部門に対して経営諸経費を補助するようになり、食糧価格の逆ざやを補填する財政補助金支出も恒常化はじめた。ただし財政補助金支出は、金額的には1978年で財政支出の1%程度にとどまっていた。

その後、農民の農業生産インセンティブを高めることを主たる目的として、1978年12月の中国共産党第11期三中全会において大規模な農業・農村改革が打ち出された。農業全般では、生産責任制の導入によって集団農業から家族経営農業への転換が図られた。また食糧流通面では、食糧の政府計画買い付け価格を1979年から20%引き上げること、計画買い付け任務達成後の買い付けに適用される超過買い付け価格は、計画価格のさらに50%の割り増しすること（以前の割増し率は30%）、買い付け価格の引き上げ後も食糧配給価格は動かさないこと、食糧の「徵購基數」（計画買い付け量に現物農業税の数量を加えた供出任務数量）を1979年から全国で250万トン削減すること、農村自由市場流通を奨励すること、などの政策がとられた（池上 [1989: 77]）。

図4では、1975年から1990年までの食糧の買い付け価格と販売価格の推移が示されている。その図から分かるように、1979年に買い付け価格が平均で1kg当たり0.21元から0.26元へと大幅に引き上げられた。他方、平均販売価格は0.25元（原糧換算価格）に据え置かれたままであった。その結果、原糧でみたときの買い付け価格と販売価格の逆ざやが大幅に拡大した。そして1982～84年の3年連続の食糧大幅増産と相まって、この逆ざやに対する財政負担は非常に高い水準まで上昇したのである。食糧など（綿花、油を含む）の価格補填に関する国家財政支出額の推移をまとめた図5をみると、食糧などの価格補填額は1979年には55億元、1984年には201億元にまで増加し、国家財政支出に占める割合は1979年には4.0%，1983年には11.3%，1984年には10.5%と国家財政の1割以上を占め、食糧など主要農產品に対する価格補填の財政負担が大幅に増加していることが分かる。

他方、計画買い付け任務達成後の食糧を生産者が自由市場で販売すること

図4 食糧買い付け価格と販売価格の推移



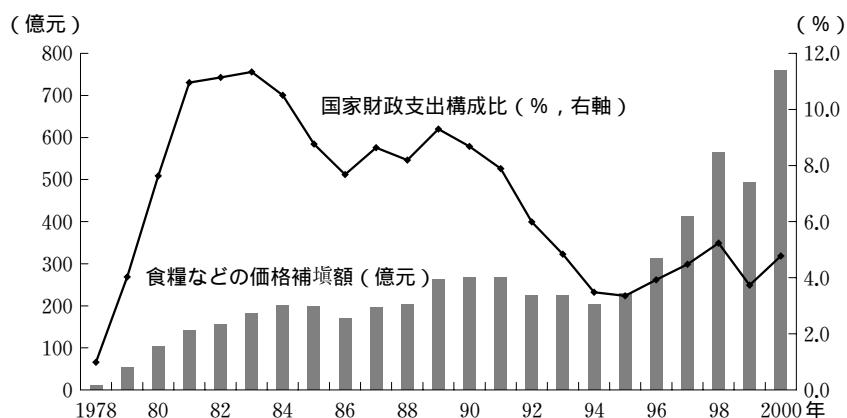
(注) (1) 買い付け価格は1975~84年が小麦・稻(粉)・粟(粉)・トウモロコシ・コリヤン・大豆の加重平均、1985~88年が小麦・稻(粉)・トウモロコシ・大豆の契約買い付け価格買付け量の加重平均。

(2) 販売価格は1975~84年が小麦粉・米・粟・コリヤン・大豆の加重平均、1985~88年が小麦粉・米・トウモロコシ・大豆の加重平均。

(3) 超過買い付け価格は1975~78年までは買い付け価格の1.3倍、1979~84年は1.5倍で計算した。

(出所) 韓・馮主編 [1992: 101-102]。

図5 食糧などの価格補填支出額の推移と対財政支出構成比



(出所) 『中国統計年鑑2001』252, 260頁。

が、1979年に文化大革命期以降初めて正式に許可された。この時点では県外への販売は禁止されていたが、1983年には供銷合作社やその他商業組織の食糧流通への参加が許可され、県・省を越えた輸送・販売も正式に認められた。さらに1984年には、その年の国家買い付けが開始されると同時に多様な流通機関の市場参入が許可され、計画買い付け任務達成以前に食糧市場が開放されることとなった（池上 [1989: 80-81]）。その結果、食糧の全国市場取引量は1978年の250万トンから1984年には835万トンへと大幅に増加した（宋ほか編 [1998: 32]）。

ただしこの段階では、依然として食糧の計画買い付けを主、市場調整を補とする政策が基本にあり、食糧価格調整政策と食糧市場の漸進的活性化が実行されるにとどまった。したがって、30余年にわたる統一買い付け・統一販売体制自身の改革には触れられていない。他方、1984～85年には野菜や豚、卵、水産物などの主要な副食品の割当て買い付け制度（統一買い付け制度と並ぶ國家統制的な買い付け制度）が廃止され、ほぼ完全な自由流通となつた<sup>(8)</sup>。

## 2. 食糧契約買い付け制度の導入（1985～90年）

改革開放後も維持されてきた食糧の統一買い付け・統一販売制度は、1985年に大きな転機を迎えた。すなわち統一買い付け制度が廃止され、食糧の契約買い付け（「合同定購」）制度が導入されたのである。契約買い付けとは、国営食糧部門と農民が自由意思によって播種季節前にその年に買い付ける各食糧品目の数量、価格および基準品質に関する契約を結び、その契約にしたがって収穫後に買い付ける方式のことである。

契約買い付けの対象となる食糧品目は、米、小麦、とうもろこしと主産地の大豆のみであり、そのほかの食糧品目の流通については自由化された。契約買い付け価格は、それまでの統一買い付け価格よりも35%程度高く設定されたが、統一買い付け任務達成後の超過買い付け価格に比べて10%程度低くなっている（図4参照）。1984年度の統一買い付け量のうち、超過買い付け

価格による買い付け量が7割を超えていたこと（周〔2000:47〕）を考慮すると、1985年の契約買い付け価格は、前年の買い付け価格に比べて実質的に引き下げられたといえる。また契約買い付けのほかに、協議買い付け制度が創設された。協議買い付け（「議購」）とは、農家が供出義務（契約買い付け）を達成したのちに国営食糧部門が行う買い付けのことであって、協議買い付け価格は自由市場価格を参考に決定されており、自由市場価格よりも多少低い水準に買い付け価格が設定された（池上〔1994: 8-11〕）。

他方、1985年の契約買い付けによる計画買い付け量は7900万トン（貿易糧）であり、前年の統制買い付け量（統一買い付け量および超過買い付け量）の1億149万トンに比べて、28%程度引き下げられている。この契約買い付け量は、都市住民への食糧配給量と等しい水準に設定された。すなわち、都市住民に対する食糧配給制度は維持されたのであり、食糧販売価格の引き上げもわずかな水準にとどまった。そして配給以外の食糧買い付けは、市場をベースとした買い付け・販売によって担われるものとされた。

つまり契約買い付け制度導入の背景には、都市住民への食糧配給制度を維持しつつ、政府による計画的な食糧買い付け量を削減することで、食糧に対する逆ぎや補填支出を抑制し、協議買い付けなどの自由市場流通部分を増加させるという政策目標が存在していたのである。実際、1985年度の契約買い付け量は5961万トン（買い付け計画に対する達成率は75.5%）であり、前年度に比べて大幅に減少した。また図5の食糧などの価格補填額の推移をみると、1985、86年には名目額ベースで価格補填支出額が減少しており、財政支出に占める割合も10%以下に低下していることが分かる。

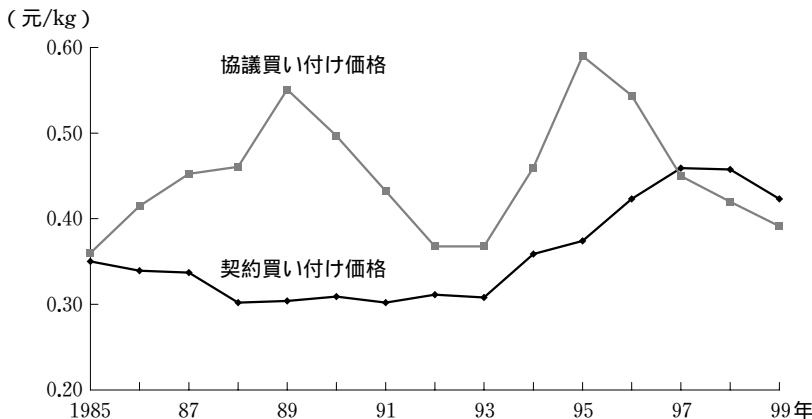
食糧買い付け価格の実質的な引き下げと、収益性の高い野菜・果物などの商品作物の流通自由化によって農民の食糧生産インセンティブが低下し、1985年の食糧作付け面積は前年と比べて3.6%減少した。そして東北三省の台風水害などの自然災害とあいまって、1985年の食糧生産は2820万トン（対前年比6.9%減）の大幅な減産となった。食糧配給制度が実施されていた都市部では、食糧小売価格がほぼ一定に保たれていたが、減産の影響で農村部で

は食糧小売価格が1985年には前年比18%増、1986年には同13%増と急騰し、契約買い付け価格が市場価格を下回った。契約買い付けは市場価格よりも低い価格で実行されたため、契約買い付けは実質的に義務供出となつたのである。こうして、政府が食糧流通の一部を行政的な手段によって直接管理して都市住民への食糧の安定供給を確保し、残りの部分は市場流通に委ねるという食糧の複線型流通システム（「双軌制」）が1986年に成立したのである<sup>(9)</sup>。

1986年以降も食糧の契約買い付け価格は毎年引き上げられたが、価格引き上げは小幅なものにとどまり、実質価格ベースではむしろ契約買い付け価格は下落している。主要食糧の契約買い付け価格（実質）と協議買い付け価格（実質）の推移は、図6に示されている。その図から明らかのように、稻（粉）、小麦、トウモロコシでは1985年から1990年前後まで、実質契約買い付け価格が下落していることが分かる。他方、市場価格と近い水準にある協議買い付け価格の動きをみてみると、実質ベースで大幅な上昇を示しており、契約買付価格との格差は広がってきてている。

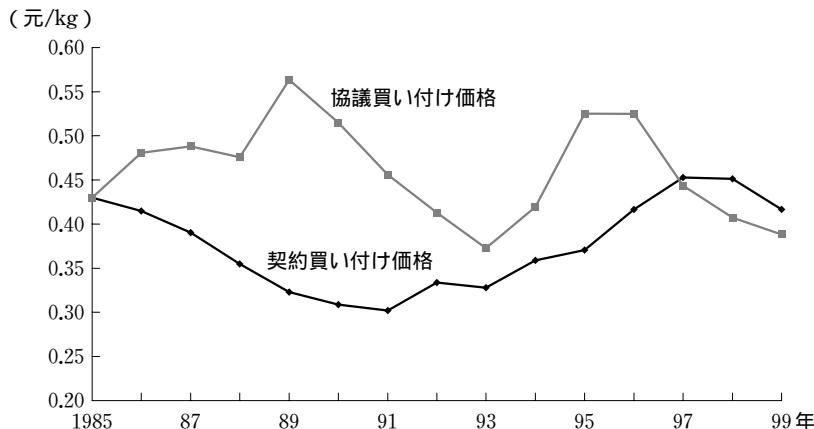
また表4では、商品化された食糧の数量、国営部門による契約買い付け量、および協議買い付け量の推移をまとめた。その表をみると、1985年度に国家

図6 契約買い付け価格と協議買い付け価格の推移（実質価格表示）  
(1) 稲

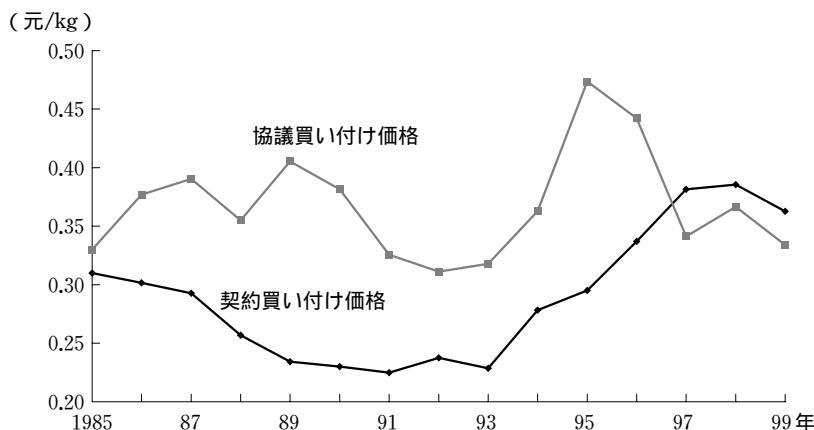


買い付け全体の数量が大幅に落ち込む一方、非国営部門による食糧買い付けの比重が高くなっていることが分かる。その後は、国家買い付け部門による買い付け数量が9000万トン台に回復したが、契約買い付け量が国営部門買い付け全体に占める比重は低下していき、1989年度には50%を下回った。その

## (2) 小麦



## (3) トウモロコシ



(注) 買い付け価格は農村消費者物価指数（1985年=100）で実質化してある。

(出所) 『中国農業発展報告2000』115～117, 126頁。

表4 国営食糧部門の食糧買い付け量・販売量の内訳

(単位：万トン)

	商品化食糧合計	国家買い付け		統制買い付け		統制外買い付け	
		数量	構成比(%)	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)
1983年度	10,249	9,762	95.3	9,006	92.2	757	7.8
1984年度	11,725	10,839	92.4	10,149	93.6	690	6.4
1985年度	10,763	7,926	73.6	5,961	75.2	1,964	24.8
1986年度	11,516	9,453	82.1	6,221	65.8	3,233	34.2
1987年度	12,092	9,920	82.0	5,692	57.4	4,228	42.6
1988年度	11,995	9,297	77.5	4,915	52.9	4,382	47.1
1989年度	12,138	10,284	84.7	4,886	47.5	5,398	52.5
1990年度	13,995	12,365	88.4	5,181	41.9	7,184	58.1
1991年度	13,636	9,833	72.1	4,682	47.6	5,151	52.4

統制買い付けの対商品化食糧比(%)	国営食糧部門販売		配給		協議販売	
	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)	数量	構成比(%)
1983年度	87.9					
1984年度	86.6					
1985年度	55.4					
1986年度	54.0					
1987年度	47.1	9,191	76.0	6,523	71.0	2,668
1988年度	41.0	10,025	83.6	6,708	66.9	3,317
1989年度	40.3	8,931	73.6	6,484	72.6	2,447
1990年度	37.0	9,033	64.5	6,557	72.6	2,476
1991年度	34.3	10,433	76.5	7,438	71.3	2,995

(注) (1) 1983～1984年の統制買い付けは統一買い付けと超過買い付けの合計。

(2) 1985～90年の統制買い付けは契約買い付け。ただし1989年は委託代理買い付け、1989～90年は若干の契約買い付け以外の公定価格による買い付けを含む。

(3) 統制外買い付けは協議買い付け。ただし1989年は国家市場調整食糧用の買い付け243.6万トン、1990年は国家特別備蓄食糧用の買い付け2,809.9万トンを含む。

(4) 商品化食糧についてのみ暦年表示。

(5) 数量は「貿易糧」単位。

(6) 食糧年度（当年4月～翌年3月）。

(出所) 池上 [1994: 14, 16], 『中国国内市场統計年鑑1992』169頁, 『中国商業年鑑1992』131～139頁。

原因として、食糧買い付けの市場価格が上昇したため、政府部門は都市住民への配給用食糧を確保するために市場価格に近い協議価格での買い付けを余儀なくされていたことが考えられる。ただしこの点については、行政上の問題と関連している可能性があり、詳細は第3節で検討する。また1987年から、契約買い付けによる食糧販売を奨励するため、化学肥料と農業機械用ディーゼル油の優遇販売や買い付け代金の前払いなどが、契約買い付けと引き換えに行われた。

さらに表4では、1987年度以降の国営食糧部門による食糧販売量、配給量、協議販売（市場価格での販売）の数量、およびそれらの構成比が示されている。そこから明らかなように、配給量は毎年6500万トンの水準が保たれており、国営食糧部門の販売量の約7割を維持している。この配給量は契約買い付け量を大幅に上回っており、契約買い付け分では配給分をまかないきれていないうことが指摘できる。すなわち国営食糧部門は、契約価格よりも高い協議価格で購入した食糧を安価な配給価格で提供しており、その差額は財政負担によって補填されているのである。実際、図5をみるといったん減少した食糧などの価格補填額が1986年以降増加に転じ、財政支出に占める割合も10%近くまで上昇している。

そして、1980年代後半に停滞していた食糧生産は1990年から再び増産に転じ、1990年には対前年比9.5%増の4億4600万トンにまで達した。そのため、食糧の市場価格の推移を示す協議買い付け価格は1989年をピークに、1990年代初頭に大幅に下落していることが分かる（図6）。食糧増産によって、1980年代後半の政府による契約買い付け食糧の買い付け難は払拭されたが、逆に農民の食糧販売難が問題となった。この販売難を解消するため、1990年に政府は米・小麦・トウモロコシについて、市場価格よりも高い保護価格（農業生産コストと食糧需給状況にもとづき毎年1回確定される食糧買い付け価格）で無制限買い付けを実施した。この年の保護買い付け量は2810万に達しており、これは国家買い付け全体の22.7%に相当する。そのため国家買い付け食糧全体の数量は、前年に比べて約20%の大幅増となったのである。

そこで、1990年9月には食糧備蓄局の設立が決定され（1991年4月に設立）、保護価格によって買い付けた食糧をもとに食糧特別備蓄制度（「糧食專項儲備制度」）が設立された。食糧特別備蓄制度の役割は、自然災害などに備える本来の意味での備蓄保持に加えて、備蓄食糧の放出・買い付けを通じて市場需給を間接的にコントロールすることにある。備蓄の対象となるのは米、小麦、トウモロコシであり、食糧特別備蓄制度が設立された1990年には、中央・地方政府によって1750～2000万トンの備蓄食糧の買い入れが実施され、農民の食糧販売難の緩和に貢献したという（宋ほか編 [1998: 38-39]）。このように保護価格での無制限買い付け政策を実施した背景には、政府の生産者保護政策への意識の高まりがあり、都市消費者重視の政策から農業生産者重視の政策への転換の先鞭と考えることができる。

さらに1990年以降、全国各地に食糧卸売市場が設立され、国家の直接統制の外にある食糧の地域間需給を間接的にコントロールする手段として利用されるようになった。具体的には、1990年10月に唯一の中央政府所管卸売市場である中央食糧卸売市場が、河南省鄭州市に設立され、省間の小麦流通の調整を主たる機能として担うこととなった。さらに、黒竜江省ハルビン市、吉林省長春市、江西省九江市、湖北省武漢市、安徽省蕪湖市に地方政府が所管するトウモロコシ・米の卸売市場が設立された。食糧卸売市場の役割は単なる省間需給調整にとどまらず、食糧価格をコントロールするための買い入れおよび売却をする場として利用された。ただし設立当初は、市場取引環境の未整備（鉄道部門による食糧配運用貨車の分配が不十分、食糧売買に対する銀行融資が得られない、銀行間の決済ができない、取引量・取引価格など市場取引に対するさまざまな規制が存在）のため、卸売取引は全体的に低調であり、鄭州市市場の成約・搬出量は河南省から省外に持ち出される食糧全体の1割強しか占めていなかった<sup>10</sup>。

### 3. 食糧統一買い付け・統一販売制度の改革と「保量放価」政策（1991～93年）

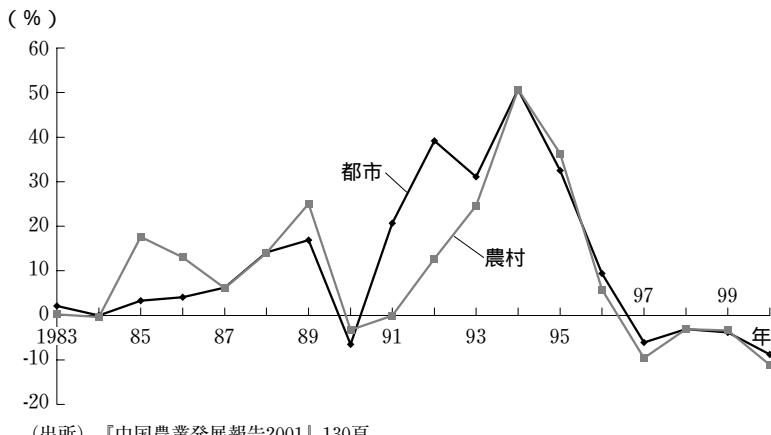
1990年前後から食糧生産が増産に転じ、政府は農民の食糧販売難に対処するため、保護価格による無制限買い付けを実施した。その結果、食糧買い付けにおける逆ざや負担は再び増加し、政府としてはこの財政負担を軽減させるため、食糧流通改革を実施することが急務となった。

そこで、1991年から都市住民に対する食糧配給価格の大幅引き上げが実施された。食糧配給価格を引き上げることで、食糧買い付け価格との間の逆ざやを縮小し、価格補填に対する財政負担を軽減させることを目指したのである。1991年5月に主要食糧（小麦粉、米、トウモロコシ）の配給価格が50kg当たり10元引き上げられ、価格引き上げ率は68%にのぼった。さらに1992年4月には、平均で43%の食糧配給価格引き上げが行われ、1991～92年の累計で食糧配給価格は140%引き上げられた（『中国商業年鑑1992』I-2頁）。このような大幅な配給価格の引き上げは1965年以来のことであり、中国食糧政策の大きな転換点といえる<sup>(1)</sup>。

この配給価格引き上げに対して、都市部では大きな混乱は発生しなかった。その理由として、(1)配給価格の引き上げにともない、1991年に勤労者1人当たり1ヶ月6元、1992年には5元の食糧価格手当が支給されたこと、(2)都市世帯の所得上昇と支出に占める食糧消費支出構成比が低下していたこと（1992年時点での総支出額の6%程度）、(3)自由市場を通じた高品質の食糧消費が普及していたため、都市部の食糧小売物価指数の上昇幅は配給価格のそれと比較して小さく（図7参照）、食糧消費への影響が比較的緩和されていたこと、などがあげられる。

食糧特別備蓄制度や食糧卸売市場を整備することによって食糧需給に対する間接的なコントロール手段を獲得したこと、さらに都市住民の配給価格引き上げが混乱なく実施できたことをうけ、政府は食糧流通において画期的な

図7 食糧小売価格の対前年変化率



(出所) 『中国農業発展報告2001』130頁。

政策を打ち出した。それは「保量放値」と呼ばれる政策であり、その具体的な内容は以下のとおりである（池上 [1994: 23-25]）。

- (1) 政府は一定規模の食糧買い付け（全国で5000万トン）を継続して実施するが、その契約買い付けを安価な公定価格での義務供出ではなく、自由市場価格によって買い付けを実施する。ただし市場価格が政府の定めた保護価格よりも下回った場合は、国営食糧企業が保護価格で農民から食糧を買い付ける。
- (2) 都市住民に対する配給制度は、数量的には保留するが価格は自由化する（協議価格販売との区別がなくなる）。ただし市場価格が政府によってあらかじめ定められた最高限度価格を上回った場合、国営食糧商店が配給数量の範囲内については最高限度価格で販売する。
- (3) 従来、中央政府が直接統制していた配給用食糧の省間における過不足分の調整については、各省の食糧部門が交渉によって売買契約を締結するか、食糧卸売市場をとおして売買することとする。

この政策は1992年4月に広東省で全国に先駆けて実施され、1992年9月1日には食糧価格を自由化した地域が全国16省・自治区の408県（全国の19%）

に達し、翌1993年8月には全国28省・自治区・直轄市の280あまりの地区・市（全国の83%）、1900県（全国の88%）が食糧価格の自由化を完了した。さらに同年11月には、チベットを除く29省・自治区・直轄市において、全国の95%に相当する県でこの改革が実施された（池上 [1994: 23]）。そして1993年以降、40年にも及んだ都市住民に対する食糧配給制度も順次廃止された。

表5には、1988年と1995年の食糧に関する農家販売量と小売量の販売形態別構成比が示されている。それをみると、1988年には小売段階において配給食糧が小売量全体の約5割を占めていたのに対して、1995年にはその割合はわずか7.7%と大幅に低下していることが分かる。すなわち、90%以上の食糧は自由市場やスーパー、そして国営の食糧商店（公定価格の配給食糧以外に自由価格の食糧も販売）で販売されており、1995年時点で小売段階での自由化はほぼ完了したといえる。

この「保量放価」政策は、食糧特別備蓄制度と食糧卸売市場による食糧需給の間接的なコントロール手段を前提に実施されたものであった。そして、

表5 食糧の買い付け・小売構成とその変化  
(単位：100万トン、かっこ内%)

	1988年	1995年
総生産量	343.7	405.9
農家販売量	120.0 (100.0)	142.1 (100.0)
食糧部門買い付け量	94.3 ( 78.6)	90.8 ( 63.9)
契約買い付け量	50.5 ( 42.1)	45.8 ( 32.2)
協議買い付け量	43.8 ( 36.5)	45.0 ( 31.6)
市場買い付け量	25.6 ( 20.8)	51.3 ( 36.1)
社会総小売量	135.2 (100.0)	155.0 (100.0)
都市配給量	67.7 ( 50.1)	12.0 ( 7.7)
市場販売量	67.5 ( 49.9)	143.0 ( 92.3)

(注) (1) 社会総小売量 = 農家販売量 + 純輸入 + 政府在庫変動。

(2) 北京大学中国経済研究センター消費調査にもとづく推計。

(3) 市場販売には国営食糧部門による協議販売が含まれている。

(4) 重量は貿易糧表示。

(出所) 廬 [1997: 56]。

間接コントロールの財政的基盤を確保するため、食糧リスク基金（「糧食風險基金」）が1993年に設立された。食糧リスク基金とは、中央・地方政府の食糧価格支持・補填・借款を減らした財政資金をあてて設立された基金のことである。その積立金は、中央政府と地方政府で1.5対1の割合で負担することになっている。食糧リスク基金の機能は、市場で決まる食糧買い付け価格が保護価格を下回った場合、保護価格での買い付けを実際に行う国有食糧企業に対して、保護価格と市場価格との価格差補填を支出することにある。ただし、実際には価格差補填に必要な資金が十分に積み立てられておらず、名目上だけで実態が伴わない基金も数多く存在するという問題が、設立当初から存在していた（葉 [1997: 6]）。食糧リスク基金の積立金不足は、2000年前後に至っても深刻な問題であり、1996年以降の保護価格買い付けが厳格に実施されない原因の一つになっている<sup>12</sup>。

#### 4. 食糧価格の高騰と省長食糧責任制の導入（1994～95年）

「保量放価」政策による市場価格での食糧買い付け・販売は、政府の思惑どおりには進まなかった。農業生産財価格の急激な上昇と、経済発展地域における食糧減産によって広東省の米価は高騰し、それを契機に1993年11月以後、全国の食糧価格は急騰した。1994～95年の食糧価格の高騰は図7でも確認でき、1994年には都市・農村の双方で食糧小売価格が対前年比50%以上の上昇を示した。

そのため、1994年に義務供出としての契約買い付けが復活し、契約買い付け価格も市場価格に依拠するのではなく、1993年の保護価格を40%引き上げた公定価格に変更された。契約買い付けによる買い付け量は5000万トンのままであったが、政府による食糧価格コントロール能力を高めるため、さらに協議価格で4000万トンの食糧買い付け目標が設定された。それによって、全流通食糧の70～80%を政府部门で買い付けることが計画された（実際の買い付け量は8900万トン）。さらに国有食糧企業による買い付けを優先的に実施す

るため、契約買い付け完了前に食糧市場を開放しないこと、消費地の食糧企業が食糧主産地の農村から食糧を直接購入することを禁止し、消費地の食糧企業は県レベル以上の食糧卸売市場から食糧を購入しなければならないことが決められた（葉 [1997: 5]）。

1994～95年の食糧価格の高騰は、必ずしも食糧生産の絶対量の減産（対前年1139万トン減産）によるものだけではない。むしろ地域市場封鎖による南北地域での食糧需給不均衡の発生や、この機会を利用して累積債務の解消を図る国有食糧企業や私営商人による売り惜しみなどの投機的行動によることが大きい。また、政府は食糧価格上昇をコントロールするため、1993年末から1995年9月までに2000万トン以上の備蓄食糧の放出を行ったが、食糧価格高騰を十分に抑制することはできなかった（Aubert [2000: 256-257]）。

供出義務となった契約買い付けによる食糧確保を実現するために、1994年から1996年にかけて契約買い付け価格の引き上げが実施された。図6をみると、1994年から米、小麦、トウモロコシの契約買い付け価格が実質ベースで上昇していることが分かる。しかし契約買い付け価格は、依然として市場価格に準じる協議買い付け価格を下回る水準に位置しており、農民の契約買い付け販売へのインセンティブを高めるのに十分とはいえない。だが1980年代後半の食糧需給が逼迫していた時期は、契約買い付け価格がほとんど引き上げられておらず、実質ベースではマイナスであった。それと比較すると、1994年以降の契約買い付け価格引き上げの動きは、生産者保護を重視した農業政策への転換の一つの表れとみなすことができる。

他方、市場価格の高騰は食糧価格補填額の削減に貢献した。つまり政府は、安価で購入した契約買い付け食糧の一部を市場価格で販売することで、食糧に対する価格補填額を縮小させることができたのである。図5をみると、1994年の食糧などの価格補填額は絶対額で前年のそれを1割程度下回り、対財政支出構成比も3.5%と前年のそれと比べて1.3ポイントも低下している。その傾向は1995年にも引き続き観察される。

さらに、省内での食糧需給の均衡化と食糧市場の安定化を目的に、省長食

糧責任制（「米袋子省長負責制」）が1995年から正式に導入された（雛形は1993年から存在）。その具体的な内容は、(1)食糧作付け面積を安定させ、単収の向上と食糧生産量の増産を実現する、(2)市場管理を強化し、中央によって下された契約買い付け任務、在庫任務、備蓄食糧買い付け計画や地方政府によって決定された市場買い付け計画を順守する、(3)国家規定にもとづいて地方食糧備蓄とリスク基金を設立し、当地における食糧市場に対して有効な調整・管理を実施できるようなシステムを構築する、(4)食糧主産地の省では、国家が規定する省間食糧調整任務を遂行すると同時に、食糧商品化率を高める。他方、食糧自給ができない省は、輸入計画と調整を行うとともに食糧自給率を高めて食糧の市場供給と価格安定化を確保する、などに整理される（『中国農業発展報告1996』64～65頁、宋ほか編 [2000: 90-91]）。

すなわち、省長食糧責任制とは、各省の食糧需給に関して各省長の責任において問題が生じないように管理する制度のあり方の総称である。この政策の背景には、1994、95年の東南地域における食糧減産と、それを起因とする食糧需給の不均衡による食糧価格高騰が存在するのである。特に沿海地域などの非農業部門が急速に発展する地域において、農地の工業用地などへの転用を抑制して食糧生産を維持させると同時に、食糧消費地での需給逼迫を緩和できるよう、政府による間接コントロール手段を強化することに力点がおかれている。省長食糧責任制は、経済発展地域における耕地の工業用地への転用や食糧減産を抑制する面で、ある程度の効果があった。しかし全国レベルの食糧市場の発展や、食糧流通をめぐる中央政府と地方政府の対立などによって、省レベルでは食糧流通を十分コントロールすることができないという問題も存在している<sup>13</sup>。

## 5. 食糧余剰発生期（1996～98年）

一時低迷していた食糧生産は1995年から再び増加に転じ、1996年には対前年3800万トンの大幅増産となり、中国の歴史上初めて食糧生産量が5億トン

を超えた（図1参照）。1997年には若干生産量が減少したが、1998年には再び生産量が5億トンを回復している。そのため、1994、95年に高騰していた食糧の市場価格は1996年から急落した。図6をみると、1997年ごろに契約買い付け価格と協議買い付け価格（市場価格）がほぼ同じ水準になっていることが分かる。食糧増産を促進するため、契約買い付け価格が実質ベースで1997年まで毎年引き上げられており、1998年以降は契約買い付け価格が市場買い付け価格を上回る逆転現象が発生している。

そこで政府は、まず国家特別備蓄食糧を大量に増やすことを決め、1996年度には契約買い付け価格にもとづく2080万トン（前年度はわずかに200万トン）の買い付けを実施した。さらに国務院は1996年11月に通知を出し、食糧の市場買い付け価格が契約買い付け価格よりも低い場合には、地方政府は契約買い付け価格の水準を参考にした保護買い付け価格を定め、その価格で食糧を無制限に買い付けるよう指示した。1996年度の国営食糧部門の食糧買い付け量は、前年度より2410万トン多い1億1850万トンに達したが、増加の大部分は国家特別備蓄食糧買い付けであり、保護価格による無制限買い付けとされた協議買い付け分の買い付け量は、昨年より250万トン増えるにとどまった（池上 [1998: 73-75]）。

また国務院は、1997年7月に全国食糧買い付け販売工作会议を開催し、保護価格による買い付けを促進するために、以下の方針を決定した。(1)各地でばらつきがあった保護価格について、契約買い付け価格を基準に全国で統一し、その価格にもとづいて無制限買い付けを実施する、(2)国有食糧部門が保管する買い付け食糧の過剰在庫分について、政府が利息と保管費を負担する、(3)過剰在庫分の食糧買い付け金額の利子補填については、品種や買い付け時期に応じて計算し、保管費用については毎年1kg当たり0.06元を政府が負担する（葉 [1997: 7]）。

政府によって大規模な買い付けを実施した結果、全国の食糧備蓄は前例がない水準にまで増加した。1997年11月末時点で、国家特別備蓄量は2340万トン増加して6440万トンに達し、商業性在庫も1670万トン増の5650万トンと

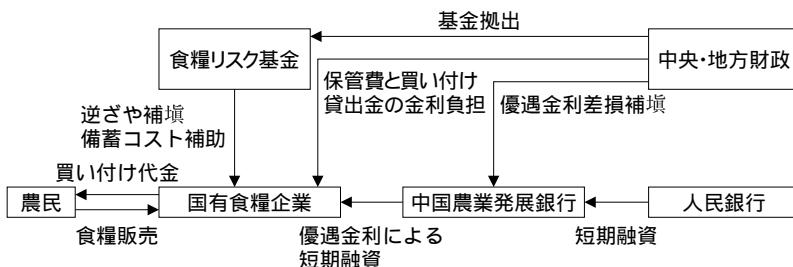
なった。そのため、食糧倉庫からあふれた食糧が、倉庫の外で野積みされる行為も頻繁に行われた。また食糧系統の赤字は約400億元増加し、累積未処理赤字は約1000億元まで増加した（中国農業専門家論壇〔1998: 5, 9〕）。

食糧買い付けにかかる資金の流れは、図8で示されている。この図から、中央政府と地方政府が逆ざや補填、備蓄費用、拠出金などさまざまな形で費用を負担する構造になっていることが分かる。1997年には、中央政府は国家特別備蓄の保管費と買い付け用貸出金の金利に170億元、食糧リスク基金への拠出に40億元を負担した（李〔2001: 5〕）。また食糧などの価格補填に関する財政負担は急増し、図5でみると食糧などの価格補填額は1997年には413億元にのぼり、対財政支出構成比も4.5%まで上昇している。

さらに1998年には、食糧生産が対前年比3.7%増の5億1230万トンと、再び5億トン台に回復した。そこで政府は相次いで政策を打ち出し、食糧流通改革に取り組んだのである。1998年の食糧流通改革政策の内容とその評価は、池上〔1999〕で詳細に分析されている。そのため以下では、重要な点に限定してまとめていく。

1998年以降の食糧政策の基本的な方向性を定めたものとして、1998年5月に国务院から公布された「食糧流通体制改革をいっそう深化させることに関する決定」（以下、「決定」と略す）と同年6月に公布された「糧食買付条例」（以下、「条例」と略す）がある。この「決定」と「条例」の基本原則は、「四

図8 食糧買い付けにかかる資金の流れ



(出所) 國際協力事業團基礎調査部編〔1998: 53〕（一部修正）。

つの分離と一つの完全化」（「四分開、一完善」），すなわち食糧流通における政府（政策）と企業（経営）の分離，中央政府と地方政府の責任の分離，備蓄と経営の分離，新旧の債務勘定の分離，そして食糧価格決定における市場メカニズムの強化にある。また「四つの分離と一つの完全化」の原則をさらに推し進めた政策原則として，「三つの政策と一つの改革」（「三項政策，一項改革」）がある。三つの改革とは，農民の余剰食糧の保護価格による無制限買い付け，国有食糧企業の順ざや食糧販売，食糧買い付け資金の他目的への流用禁止のことであり，一つの改革とは国有食糧企業の改革であり，自主経営と独立採算制導入によって市場競争力を高めることである。

これらの政策と関連して特に注目すべき点は，農村部での食糧買い付けは国有食糧企業の独占とし，私営商人や非国有食糧企業の農村・農家からの直接買い付けを厳禁し（一部の認可企業を除く），県以上の食糧市場からの購入を義務づけた点である。商品化食糧に占める国有食糧企業買い入れ量の割合は，1980年代から徐々に低下してきており，1995年時点では3分の2程度の水準にあった。残りの3分の1は供銷合作社などの諸企業，精米所・製粉所などの食糧加工企業，中小の仲買人によって担われてきた。「決定」と「条例」では，企業・商人による農村レベルでの買い付けを禁止し，国有食糧企業による保護価格での独占的買い付けを実施する反面，県レベル以上では自由な食糧市場での取引を依然として容認しているのである。すなわち，農村レベルの食糧流通の直接統制と，県レベル以上の市場流通が混在するという矛盾した原理を孕んだものとなっている<sup>[14]</sup>。

農村レベルでの市場を封鎖することで，自由市場取引自体をなくして国有食糧企業の独占にするが，その際には買い付け価格の引き下げが実施されないよう政府が統制する。さらに農村レベルでの買い付けが独占されたことで，食糧流通業者や食糧加工企業は国有食糧企業が提示する価格にもとづいて食糧購入を余儀なくされる。その意味でこの政策は，農民からの保護価格での買い付けと，買い付けを行う国有食糧企業の順ざやでの食糧販売という二つの目的を同時に実現することを目指したものといえる（池上 [1999: 96-99]）。

しかし池上 [2000: 82] が的確に指摘するように、広大な農村を臨機応変に走りまわる膨大な私営商人や、村々に存在する小規模な精米所・製粉所の活動を完全に規制することは不可能であった。実際、政府部門による1998年度の食糧買い付け量は9605万トンであり、1996年度に比べて2245万トン減少している（『中国農村発展報告1999』52頁）。そのため、国有食糧企業による農家からの独占買い付け政策は農村の実態にそぐわず、その後修正を求められていく。

#### 6. 食糧流通自由化の再促進（1999年～）

1999年以降に打ち出された食糧流通政策は、基本的に1998年の「決定」「条例」のスローガンである「三つの政策と一つの改革」に沿ったものであり、その方向性をいっそう強化する形がとられている。食糧流通政策に関する1999年以降の主要な公報としては、国務院「食糧流通体制改革政策措置をいっそう完全化させるための通知」（1999年5月）とその「補充通知」（1999年10月）、国務院弁公序「一部の食糧品種を保護価格買い付け範囲から除外することに関する通知」（2000年2月）、国務院「食糧生産と流通に関する政策措置をいっそう完全化させることに関する通知」（2000年6月）、国務院「食糧流通体制改革をいっそう深化させることに関する意見」（2001年7月）などがある。それらの公報と共に通する政策としては、農業・食糧生産構造の戦略的調整、保護価格による農民の余剰食糧購入、食糧リスク基金の規模拡大、国家食糧倉庫の拡充、食糧買い付けチャネルの拡大、国有食糧企業の改革促進などがあげられる。

これらの政策で興味深いところは、いくつかの具体的な政策において、1998年の政策路線よりも現状を追認し、食糧流通の自由化・市場化にいっそう踏み込んでいる点である。具体的には、第1に保護買い付け対象の食糧品種範囲が縮小されてきたことがあげられる。2000年の新食糧年度（4月）から、黒竜江省、吉林省、遼寧省、内蒙自治区東部、河北省東部、山西省北部の

春小麦と南方の早稲インディカ米、そして江南の小麦を保護買い付け対象から除外し、長江流域および長江以南地区のトウモロコシを保護買い付けの対象から除外することが認められた。さらに2001年の食糧年度から、山西省、河北省、山東省、河南省などの地区におけるトウモロコシ・稻を保護買い付けの対象範囲から外すことを認め、具体的な範囲については省レベルの人民政府が実情に鑑みて決定できるようになった。その結果、保護買い付けの主要な食糧品種としては、南方の中・晚稻、東北地方・内蒙ゴ東部のトウモロコシ・稻、黄淮海・西北地区の小麦などに限定された<sup>15</sup>。このように保護価格による買い付け対象品目を縮小することで、保護買い付けに対する財政負担を削減させると同時に、優良食糧品種への転換を促進することを目指している。

そして第2に、契約買い付け価格と保護価格の一本化が行われたことである。1998年の食糧流通改革で、それまで市場価格と独立に決められていた契約買い付け価格が、保護価格を基準に設定されるようになった（池上 [1999: 92-93]）。さらに1999年には、国務院「食糧流通体制改革政策措置をいつそう完全化させるための通知」において、契約買い付け制度を維持することを前提に契約買い付け価格を各地域で調整することが許可され、市場価格が低いときには契約買い付け価格を保護価格まで引き下げてよいことが明記されている。そのため、多くの省で契約買い付けと保護買い付けの一本化が可能となり、市場価格よりも高く設定されている契約買い付け価格での買い付けの負担が軽減された（池上 [2000: 85-86]）。したがって、政府買い付け価格の決定において、事前に公表される保護価格の重要性が高まったといえる。

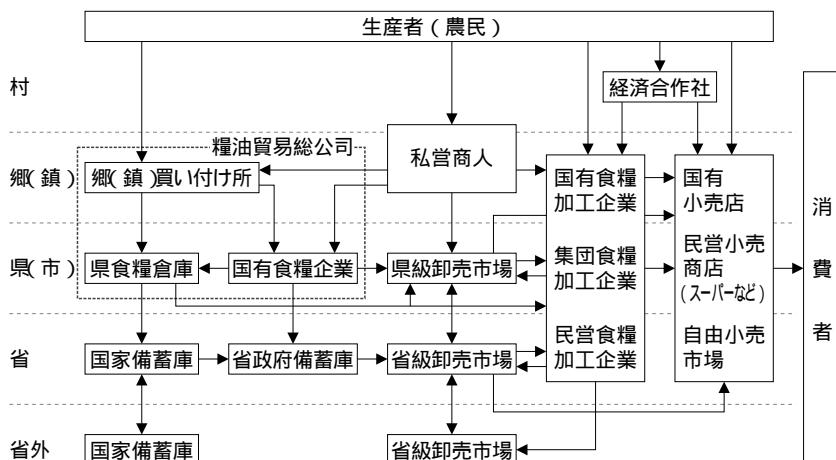
第3点目として、食糧買い付けにおけるチャネルが拡大されたことである。1998年の食糧流通政策では、私営企業・商人による農村レベルでの直接買い付けを禁止し、国有食糧企業による保護価格での独占的買い付けを実施する規定が存在したが、実際には効力が低かった。そこで1999年には、農業产业化の主体である農村部のリーディング企業（「竜頭企業」）や、飼料生産企業に対して農村レベルでの直接買い付けが許可された。さらに2000年には、食

糧買い付け・販売ルートのいっそうの拡大がうたわれ、省・市レベルの工商局から認可を受けた食糧加工企業による農民からの直接買い付けが許可・奨励された。同時に農民自身による自由市場を通じた販売や、私営商人・食糧加工企業による農村自由市場や卸売市場での販売が許可された<sup>16</sup>。また黒竜江省では、食糧買い付けに対する民間企業の参入を促すため、資格条件の引き下げ（資本金規模を50万元から10万元に引き下げ）と審査処理手続きの簡素化（食糧管理部門による審査費用の免除）などの政策が打ち出されている（『農民日報』2001年11月22日）<sup>17</sup>。これは政策によって食糧買い付けチャネルが拡大されたというよりは、むしろ政策が実態に歩み寄った結果であるといえる。

最近の中国食糧流通に関する概略は、図9にまとめてある。農家からの食糧販売ルートでは、食糧買い付けへの民間部門の参入が進んでいるため、集荷商などの私営商人や民間食糧加工企業などに直接販売する比重が高くなってきており、買い付け段階における国有食糧企業の重要性は低下してきている。

そして第4点目は、食糧消費地における食糧買い付けの完全市場化が明記

図9 食糧流通ルートの概略



(出所) 牧田 [1996: 106] (2001年11月の現地調査のヒアリング結果にもとづき一部修正)。

されたことである。国務院「食糧流通体制改革をいっそう深化させることに関する意見」(2001年7月)では、浙江省、上海、広東省や北京・天津などの経済発展が進む沿海部の食糧消費地について、食糧買い付け価格を完全に市場化することを認めた。同時にそれらの地域には、省長食糧責任制にもとづいて食糧供給の保障と食糧市場の安定化に努めることを求めており、消費量の6カ月分の食糧備蓄を省レベルで確保することや、食糧主産地との安定的な食糧流通関係を確立するよう規定された<sup>18</sup>。他方、食糧主産地では引き続き「三つの政策と一つの改革」を実施し、農民の余剰食糧を保護価格で買い付けることが義務づけられており、加えて消費量の3カ月分の食糧備蓄を省レベルで確保することになっている。

最後の第5点目として、食糧備蓄や食糧リスク基金など食糧流通市場を間接的に統制するメカニズムが強化された点である。2001年には、中央レベルのマクロ・コントロール能力を強化させるため、中央備蓄食糧規模を7500万トンに拡充することが提唱された。具体的には、2001年に1000万トン規模の国家食糧庫を新たに建設することや、中央備蓄管理業務に対する指導の強化と垂直的管理体制の健全化が提起されている。

それと関連して、食糧の需給管理と輸出入計画などを担当していた国家発展計画委員会の食糧コントロール弁公室(「糧食調控弁公室」と、同委員会の外局で国家食糧備蓄局(「国家糧食儲備局」)の食糧備蓄政策などに関する部局が合併され、2000年に国家発展計画委員会の外局として、国家糧食局が新設された。国家糧食局とは、国家発展計画委員会の委託のもと、全国の食糧流通のマクロ・コントロール、食糧自給バランス、食糧流通の中長期的計画、輸出入計画と買い付け・販売、中央備蓄食糧の買い付け・放出などに関する政策提言を行うとともに、食糧流通と中央備蓄食糧の法律・法規の立案と執行の監督を担当する行政機構である。また国家食糧備蓄局のうち、国家糧食局に移行しなかった部局と、国家食糧備蓄局に所属していた企業の一部が合併し、大型の国有企業である中国備蓄食糧管理総公司(「中国儲備糧管理総公司」)が設立された。この総公司は、国家の政策・計画・指令にもとづき、

中央備蓄食糧の買付・保管・輸送・販売・輸出入を行うとともに、国家糧食局の業務指導を受けている（池上 [2000: 65-70]）。

以上のような食糧流通政策によって、いくつかの面について一定程度の成果があがっている。たとえば、1999年1～8月の国有食糧企業の赤字は、前年同期と比較して291億元削減され、順ざやによる食糧販売量も1999年4～8月には6720万トンに達し、前年同期と比較して1980万トン増加している。また食糧買い付け資金の他目的への流用禁止に関しても、中国農業発展銀行からの食糧買い付け用貸出額と国有食糧企業の在庫食糧価値が基本的に一致するなど、厳格に実施されている（李 [2001: 10]）。

しかしこのような食糧流通の市場化・自由化に向けた動きは、必ずしもスムーズに進展しているわけではない。食糧流通に関する事例研究や新聞記事などによると、食糧流通において以下のような問題が発生していることが報告されている。第1に、食糧消費地の自由流通と食糧主産地の保護価格買い付けが混在する状況は、買い付け価格の二重価格問題を引き起こしている。たとえば、食糧買い付け価格を自由化した江蘇省と隣接する安徽省天長市では、保護価格での買い付けを継続して実施しているため、自由化によって買い付け価格が低下した江蘇省からの食糧が天長市に流入してきており、同市の財政負担を増加させていることが報告されている（韓 [2002: 192]）。食糧主産地は、概して経済発展が比較的遅れている地域が多く、保護価格による買い付けを実施する財政的基盤が弱いという問題があるため、買い付け価格の二重価格の問題は看過できない。

そして第2に、国有食糧企業に関しては順ざやによる販売を義務づけられたため、保護価格で買い付けられた食糧の多くが販売できず、備蓄食糧の販売が十分に進んでいないことである<sup>[19]</sup>。これらの備蓄のうち、国家備蓄・地方備蓄・超過備蓄（企業の合理的な回転備蓄を上回る備蓄量）に関しては、中央政府や地方政府によって保管費用と食糧買い付け資金の利息が負担されるため、国有食糧企業は積極的にこれらの在庫を販売しなくなるというモラルハザードの問題が発生している（冀 [2001: 5-6]）。しかし保管期間が長くな

れば、それだけ食糧の品質は劣化し、順ぎやで販売するための計算上の販売価格もより高くならざるをえない。そうなれば実際の販売はいっそう困難となり、販売できないのであれば中国農業発展銀行からの融資を返済することができず、最終的な負担は財政部門が負わなくてはならなくなる。

第3に保護買い付け対象の食糧品種を限定することで、政府部門の買い付け負担は軽減されるが、その反面、流動性制約に陥りがちな低所得農家では作付け品種の調整がスムーズに行いにくいため、食糧生産からの収入が大幅に低下してしまう危険性がある。実際、農村の低所得世帯は天候不順や価格変動などのリスクに対して脆弱であり、農村信用合作社などの金融機関から借入れを受けることが困難である。そのため、所得水準の低い農家は、作目転換や資本投資などを実行しにくいという問題が、さまざまな研究で指摘されている<sup>20)</sup>。

また第4に、行政と企業経営との分離が地方レベルでは十分に進んでいない点である。中央レベルや省レベルでは、食糧流通に関する行政と企業経営の分離は完了している。しかし県レベルでは、名前こそ糧食局と糧油貿易総公司に分かれているが、実態的には同一のケースが一般的である。この場合、実際の食糧買い付け・備蓄・加工・販売を行っている糧油貿易総公司の総經理を、糧食局長がしばしば兼任しているという（池上 [2000: 69]）。すなわち、末端レベルでは行政と企業経営の癒着構造が維持されており、国有食糧企業の改革を阻む要因となっている。

さらに第5に、保護買い付け圧力を弱めるため、地方政府が民間企業・商人による農民からの直接買い付けを黙認したり、食糧買い付け所において職員による「圧級圧等」と呼ばれる買い付け価格・買い付け等級の不当な引き下げが行われたり、食糧買い付け所での買い付け拒否などの行為がさまざまな地域で行われていることが報告されている（李 [2001]、何・韓 [2000]）。したがって生産者の利益を守るために保護価格買い付けは、農村レベルでは厳格に実施されておらず、その本来の目的を果たしていない可能性が高い。

このように、中国の食糧流通改革は長い年月をかけて進められてきたが、

引き続き多くの問題を抱えている。食糧の生産・流通は中国農業の根幹に位置するため、農村の経済構造や農民の社会的・経済的生活などさまざまな面と直結しており、それだけ食糧流通制度の改革は根深い問題である。したがって、食糧流通政策を考察する場合、中国食糧流通全体の様態や中央政府による政策決定の内容に注目すると同時に、個々の具体的な問題に対する分析の積み重ねが不可欠である。そこで次節では、特に農家経営に焦点をあて、食糧流通政策の変遷による農家への影響を検討していく。その際に、上述の第3と第5の問題点に焦点を絞り、農家レベルの統計調査によってこれらの問題点が検出されるのか、具体的にどの程度の損害を被っているのか、その問題発生の理由はどこに存在するのか、という点について定量的に分析していく。

### 第3節 農家調査による農家の食糧生産・販売状況

前節では主としてマクロデータを参照しながら、1978年以降の食糧流通政策の変遷と経済全体の動きとの関係についてまとめた。本節では農家に焦点をあて、食糧流通政策の変容が農家の農業経営や食糧販売に対してどのような影響を与えていているのか、その影響は地域や階層によってどの程度異なっているのか、などの点について詳細に検討していく。

中国の食糧流通に関する研究は、マクロ的な研究や政策論的分析の数が多い反面、食糧流通に関して農家レベルに踏み込んだ研究の数は、非常に限られている。農家の食糧流通に関する調査の一覧表（表6）で示されているように、主たる調査・研究として六つのものが存在する。ただし調査対象年や調査範囲に明らかな違いがあるため、それらの調査結果を単純に並べて比較することはできない。そこで本節では、まず調査対象世帯が最も多く、かつ調査期間が最も長い固定観察点調査の集計結果を利用して、農家の食糧生産・販売状況を概観する。そして齊[1999]と王樂平[2002]を利用して、

表6 食糧流通に関する農家レベル調査一覧表

調査対象年	調査概要	資料
1988年	固定観察点調査の調査村から、食糧生産を主とする地域（155カ村）を選択し、食糧生産・販売に関する専門調査（約13,000農家）を実施。集計結果のみ公開	中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室編 [1992: 392-429]
1991～92年	安徽省天長県、河南省商丘県、山東省安丘県、湖南省永興県から各一つの行政村を選択し、村ごとに約100世帯の農家を抽出して調査。農家の食糧販売の類型化と農民意識との関係を分析	池上 [1997a]
1993～95年	中国農業部政策体改法規司・アデレード大学共同の農家農業経営調査（食糧販売に関する調査項目を含む）。5省（広東省・吉林省・江西省・四川省・山東省）・20県・104村・1017農家が調査対象	Cheng [1996], 王忠海 [1996]
1994, 97年	雲南省社会科学院の協力のもと、1995年と1998年に同一の農家約100戸（板橋郷、圭山郷の調査村の農家）に対する追跡調査を実施	王樂平 [2002]
1998年	吉林省磐石市から四つの行政村を選択し、そこから48世帯を無作為抽出（抽出率3.3%）。食糧販売に関する農家調査を実施	齊 [1999]
1986～99年 (1992, 94年を除く)	中共中央政策研究室と農業部による全国の約2万世帯（農村住戸）に対する定点観測調査（固定観察点調査）。食糧作物の生産量と販売方式別の販売量・収入額などを調査	中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室 [2001]

(出所) 筆者作成。

1996年以降の生産者保護主義的な食糧流通政策の実態について議論する。

## 1. 固定観察点調査データによる農家の食糧生産・販売行動

### (1) 食糧生産状況と契約買い付け販売

固定観察点調査とは、中共中央政策研究室と農業部の農村固定観察点弁公

室によって、1992年と1994年を除く1986年以降、毎年実施されている農村世帯の定点観測調査のことである。調査対象は30省・自治区・直轄市の約300県の農村世帯であり、調査世帯数は毎年2万～3万世帯に及ぶ<sup>(1)</sup>。本項では、この調査結果をまとめた中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室〔2001〕の1986～99年に関する集計データを利用して、特に1990年代における農家の食糧生産・販売状況についてみていく。

表7では、1986年から1999年までの農家の食糧生産の概況が示されている。まず作付け面積をみると、1986年から次第に総作付け面積が低下してきていることが分かる。それに合わせて食糧の作付け面積も低下しているが、全作付け面積に占める食糧作物の比重はほぼ80%を維持している。また食糧生産

表7 固定観察点調査データによる農家の食糧生産・販売構成

	総作付け面積（畝）		食糧生産量 (kg)	食糧商品化率 (%)	契約買い付けの対商品化食糧比(%)
	食糧作付け面積（畝）	食糧作付け比率（%）			
1986年	12.1	9.9	81.8	2,477	33.6
1987年	11.9	9.8	82.1	2,587	32.5
1988年	12.1	9.8	81.2	2,419	30.8
1989年	11.9	9.7	81.9	2,537	32.7
1990年	11.1	8.9	80.5	2,645	32.0
1991年	11.5	9.2	79.6	2,542	35.7
1992年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1993年	10.9	9.0	81.8	2,469	33.3
1994年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1995年	10.5	8.6	81.2	2,526	37.3
1996年	10.4	8.6	82.1	2,649	35.5
1997年	10.2	8.3	81.6	2,467	39.6
1998年	10.3	8.4	81.6	2,662	42.8
1999年	10.5	8.5	80.9	2,521	41.5

(注) (1) 1992年、1994年は調査が実施されていない。

(2) 1畝 = 6.67アール、15畝 = 1ヘクタール。

(3) 1986年には契約買い付け量が調査されていない。

(4) 数値は世帯当たり平均値である。

(出所) 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室〔2001〕より筆者作成。

量についても、世帯当たり2500kg前後で安定している。他方、食糧販売量では1986年の833kgから毎年増加する傾向を示しており、1998年には1000kgを超えており。そして食糧商品化率は、1986年の33.6%から1998、99年には40%を超える水準まで達しており、食糧の商品化がこの15年で徐々に進展していることが確認できる。

また商品化食糧に対する契約買い付け量の比率をみると、1993年を除いて1987年の60.8%から年々低下していることが分かる。ここで注目すべきは、表4のマクロデータによる統制買い付けの対商品化食糧比と、固定観察点調査データのそれとの乖離である。比較可能な1987～91年でみると、固定観察点調査における商品化食糧に対する契約買い付けのシェアが、マクロデータのそれと比較して1～2割程度高くなっていることが分かる。その理由としては、まず統計的誤差（マクロデータは商品化食糧データのみ暦年であるのに対して、その他のデータは食糧年度である点、定点観測調査である固定観察点調査の標本誤差や標本劣化など）を考えられる。また一部の地方政府が、本来は農民にとって任意であるはずの協議買い付けを契約買い付けに上乗せし、農民に強制的に割り当てる行為が行われている可能性もある。

この問題についての興味深い事例研究として、池上〔1997a〕がある。彼は1992年に実施された「保量放価」政策導入前後の食糧生産と販売の実態を、農家調査と村調査データを利用して検討している。表8は、調査対象の4村における契約買い付け量とその対食糧生産量比を、農家調査と村調査の二つ

表8 農家調査と村調査による契約買い付け比率・買い付け量の格差

調査地	契約買い付け量／食糧生産量(%)		農家当たり契約買い付け量(kg)	
	農家調査	村調査	農家調査	村調査
安徽省天長県B村	21.8	19.5	1,061	1,183
河南省商丘県LB村	14.2	7.5	322	237
山東省安丘県L村	14.3	10.1	324	283
湖南省永興県S村	19.2	11.8	442	288

(出所) 池上〔1997a: 225, 227〕より筆者作成。

について比較したものである。この表から明らかなように、安徽省B村を除く三つの村で農家調査の契約買い付け比率が、村調査のそれに比べて倍近く高い水準にあることが分かる。また農家当たりの契約買い付け量でみても、上記の三つの村では農家調査データによる契約買い付け量が村調査データによるそれを大きく上回っている。さらに池上〔1997a〕によると、調査時点では契約買い付け価格は協議買い付け価格や市場価格よりも低い水準にあるにもかかわらず、これらの三つの村では契約買い付け販売を義務負担分以上に行っているという。

この点から、池上は以下のような仮説を提起している。すなわち、中央政府から指示された契約買い付け量が農村レベルまで下ろされてくる段階で徐々に水増しされ、安価な契約買い付け価格で買い取った食糧を協議買い付けとして処理することで、国有食糧企業は販売先・価格を自由に決めることができとなり、国有食糧企業はより多くの利益を上げるというものである。このような契約買い付けの上乗せは、「第二の契約買い付け」(「二定購」と呼ばれており、農民に対して不法な負担を強いるものとして問題視されている(葉〔1997: 5〕、王忠海〔1996: 40〕))。固定観察点調査データと池上〔1997a〕の分析結果を合わせると、契約買い付けにおけるマクロデータとミクロデータの乖離は、統計的誤差に起因するというよりも、むしろ「第二の契約買い付け」が広範な地域で実施されている結果である可能性が高い。

## (2) 地区別、所得階層別の農家の食糧生産・販売

ここでは1995年以降の固定観察点調査データを利用して、最近の食糧流通政策が農家レベルの農業経営にもたらした影響について考察していく。表9は(1)地区別、(2)所得階層別に世帯1人当たり純収入の推移と耕種業(作物栽培)純収入の構成比をまとめたものである<sup>22</sup>。まず(1)の地区別集計結果をみてみると、いずれの年次においても東部地区の世帯1人当たり純収入が圧倒的に高く、他の2地区と比べて倍近い水準にあることが分かる。他方、耕種業純収入構成比でみると、東部地区の構成比は20%程度の水準にあり、他の2

表9 固定観察点調査データによる世帯1人当たり純収入と耕種業純収入構成  
(1) 地区別

	全国	東部	中部	西部
1995年				
世帯1人当たり純収入額(元)	2,252	3,155	1,837	1,663
耕種業純収入構成比(%)	38.7	25.4	53.4	48.9
食糧作物	64.7	62.2	73.2	54.6
その他作物	35.3	37.8	26.8	45.4
1996年				
世帯1人当たり純収入額(元)	2,359	3,335	1,941	1,660
耕種業純収入構成比(%)	34.8	22.9	50.5	41.5
食糧作物	69.8	62.9	75.5	69.0
その他作物	30.2	37.1	24.5	31.0
1997年				
世帯1人当たり純収入額(元)	2,471	3,455	2,022	1,833
耕種業純収入構成比(%)	32.8	21.2	44.5	43.3
食糧作物	63.3	58.7	72.6	54.6
その他作物	36.7	41.3	27.4	45.4
1998年				
世帯1人当たり純収入額(元)	2,413	3,431	1,937	1,879
耕種業純収入構成比(%)	33.5	23.9	43.0	40.7
食糧作物	62.9	56.0	75.0	54.6
その他作物	37.1	44.0	25.0	45.4
1999年				
世帯1人当たり純収入額(元)	2,436	3,580	1,905	1,627
耕種業純収入構成比(%)	29.0	20.2	39.1	38.9
食糧作物	56.9	46.0	68.3	54.8
その他作物	43.1	54.0	31.7	45.2

(2) 所得階層別

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
1995年					
世帯1人当たり純収入額(元)	692	1,242	1,749	2,476	5,231
耕種業純収入構成比(%)	63.3	57.6	53.0	46.1	22.7
食糧作物	74.8	70.8	67.3	65.0	74.7
その他作物	25.2	29.2	32.7	35.0	25.3
1996年					
世帯1人当たり純収入額(元)	729	1,330	1,871	2,655	5,859
耕種業純収入構成比(%)	64.9	56.8	51.0	42.6	18.4
食糧作物	74.5	70.8	68.9	64.7	56.6
その他作物	25.5	29.2	31.1	35.3	43.4
1997年					
世帯1人当たり純収入額(元)	714	1,348	1,929	2,736	6,046
耕種業純収入構成比(%)	63.2	54.5	46.4	39.4	15.3
食糧作物	70.7	68.6	66.0	61.3	53.9
その他作物	29.3	31.4	34.0	38.7	46.1
1998年					
世帯1人当たり純収入額(元)	625	1,344	1,913	2,715	5,970
耕種業純収入構成比(%)	66.7	53.2	45.8	38.8	17.4
食糧作物	71.1	67.4	66.4	63.7	49.8
その他作物	28.9	32.6	33.6	36.3	50.2
1999年					
世帯1人当たり純収入額(元)	634	1,263	1,849	2,672	6,140
耕種業純収入構成比(%)	58.3	48.9	41.0	34.0	14.7
食糧作物	67.3	65.2	61.4	59.9	38.2
その他作物	32.7	34.8	38.6	40.1	61.8

(出所) 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室 [2001] より筆者作成。

地区の半分程度の水準にある。さらに中部地区と西部地区の純収入を比較すると、中部地区がわずかに西部地区に比べて純収入水準が高い。二つの地区的特徴的な違いは食糧作物収入の構成比にあり、中部地区が耕種業の7割近い純収入を食糧生産から得ているのに対して、西部地区では5～6割程度にとどまっている点である。

次に(2)の所得階層別についていくと、すべての年次において、所得階層があるにつれて純収入に占める耕種業純収入の構成比が低下していることが分かる。加えて、耕種業純収入に占める食糧作物純収入の割合にも、同様の傾向がうかがえる。すなわち、低所得階層の世帯ほど作物栽培、特に食糧生産からの収入に依存しており、第1分位の所得階層では食糧生産からの純収入が所得の4割を超える水準に達しているのである。したがって、食糧の価格動向や契約買い付け負担は中部・西部地区の低所得層の生活と直結しており、食糧流通政策は所得格差や貧困問題に対して大きく関係するものであると主張できる。

次に、食糧生産の商品化状況や契約買い付け負担に関して、地域や所得階層で格差が存在するのかどうかを検証する。そこで1995年以降のデータを利用して、地区別、所得階層別に農家の食糧生産・販売状況を整理した（表10参照）。まず(1)の地区別集計結果をみると、中部地区では食糧生産量と食糧商品化率が、ともに高い水準にあることが分かる。中部地区には黒竜江省、吉林省、湖北省、湖南省などの食糧主産地が含まれており、そのため生産量・商品化率ともに高くなっている。

他方、東部地区と西部地区の食糧生産量は同水準にあるが、商品化率に大きな格差がある。自然条件が厳しい西部地区では食糧商品化率は2～3割程度にとどまり、極めて自給的な食糧生産に依存する構造がうかがえる。一方、所得水準が比較的高い東部地区では、食糧商品化率は1995年の34%から1999年には47%と大幅に上昇しており、市場販売を重視した食糧生産が広がっていることが分かる。

また商品化食糧に対する契約買い付け販売比率をみると、1997年まで西部

表10 固定観察点調査データによる食糧生産量、商品化率、および契約買い付け比率  
(1) 地区別

	全国			
		東部	中部	西部
1995年				
食糧生産量 (kg)	2,526	1,875	3,392	2,174
食糧商品化率 (%)	37.3	34.0	44.4	25.2
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	40.1	37.3	40.2	44.4
1996年				
食糧生産量 (kg)	2,649	2,083	3,441	2,293
食糧商品化率 (%)	35.5	34.4	41.8	23.2
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	40.8	35.5	42.1	45.7
1997年				
食糧生産量 (kg)	2,467	2,012	3,087	2,186
食糧商品化率 (%)	39.6	40.3	45.0	27.0
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	34.3	29.1	35.6	40.0
1998年				
食糧生産量 (kg)	2,662	2,275	3,248	2,328
食糧商品化率 (%)	42.8	44.9	48.8	28.8
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	30.6	22.4	35.5	30.2
1999年				
食糧生産量 (kg)	2,521	2,095	3,182	2,142
食糧商品化率 (%)	41.5	47.4	45.6	25.1
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	24.9	20.4	27.3	26.8

(2) 所得階層別

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
1995年					
食糧生産量 (kg)	1,901	2,515	2,820	3,007	2,391
食糧商品化率 (%)	27.2	32.8	37.7	42.2	43.7
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	45.3	43.6	41.0	38.2	36.2
1996年					
食糧生産量 (kg)	1,994	2,596	3,031	3,179	2,444
食糧商品化率 (%)	26.5	30.1	36.3	38.6	43.6
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	40.8	45.0	41.9	39.8	37.6
1997年					
食糧生産量 (kg)	1,868	2,564	2,770	3,009	2,124
食糧商品化率 (%)	29.1	35.6	40.7	43.2	46.8
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	38.0	34.3	31.7	35.2	34.3
1998年					
食糧生産量 (kg)	2,158	2,658	2,962	3,219	2,350
食糧商品化率 (%)	25.9	38.8	43.0	51.3	51.7
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	35.0	41.3	29.9	26.1	25.8
1999年					
食糧生産量 (kg)	1,978	2,731	2,860	3,148	1,911
食糧商品化率 (%)	39.0	38.7	40.1	41.7	50.2
契約買い付け量／商品化食糧 (%)	28.3	26.7	21.1	23.5	26.5

(注) 数値は世帯当たり平均である。

(出所) 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室 [2001] より筆者作成。

地区が最も高く、東部地区が一貫して最も低くなっている。この点については、食糧の契約買い付け価格と市場販売価格を計算した表11の(1)と合わせて考察すると、非常に興味深い。すなわち、食糧市場価格が高騰した1995、96年には、西部・中部地区で契約買い付け比率が40%を超える水準まで上昇している。それに対して同時期の東部地区では、契約買い付け比率が比較的低い水準を維持しており、相対的に価格の高い市場価格で販売する割合が高い。他方、市場価格が契約買い付け価格を下回った1997、98年以降は、すべての

表11 固定観察点調査データによる食糧販売価格とその変化率

(1) 名目販売価格 (単位: 元/kg)

	全国		東部		中部		西部	
	契約買い付け	市場価格	契約買い付け	市場価格	契約買い付け	市場価格	契約買い付け	市場価格
1995年	1.08	1.66	1.23	1.75	1.01	1.60	1.14	1.78
1996年	1.37	1.51	1.47	1.58	1.34	1.52	1.35	1.70
1997年	1.37	1.37	1.42	1.30	1.35	1.41	1.34	1.35
1998年	1.22	1.21	1.36	1.31	1.14	1.17	1.33	1.12
1999年	1.00	1.10	1.16	1.11	0.87	1.05	1.21	1.26

(2) 実質販売価格とその変化率 (単位: 元/kg)

	全国		東部		中部		西部	
	実質価格	変化率(%)	実質価格	変化率(%)	実質価格	変化率(%)	実質価格	変化率(%)
1995年	1.43	—	1.56	—	1.36	—	1.49	—
1996年	1.35	-5.6	1.42	-8.6	1.34	-1.5	1.43	-4.3
1997年	1.30	-3.5	1.21	-15.4	1.26	-6.0	1.22	-14.9
1998年	1.11	-14.7	1.21	0.4	1.06	-15.8	1.08	-10.9
1999年	1.00	-10.2	1.04	-14.1	0.93	-12.5	1.16	7.0
年平均 変化率 (%)	—	-8.5	—	-9.4	—	-9.0	—	-5.8

(注) (1) 契約買い付け価格と市場販売価格は、販売額を販売量で割った事後的な販売価格である。

(2) 実質販売価格は食糧販売量をウェイトにした契約買い付け価格と市場販売価格の加重平均を農村消費者物価指数（1995年=100）で実質化したものである。

(3) 市場販売には保護価格による販売も含まれる。

(出所) 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室 [2001] より筆者作成。

地区で契約買い付け販売比率が低下する傾向を示している。したがって、東部地区の農民は他の地区の農民と比べて、食糧販売面で契約買い付けによる経済負担が少なく、有利な立場におかれていることが予想される。

このような販売価格と契約買い付け量の影響を詳細に検討するため、農家が食糧を販売する際の実質販売価格を示す表を作成した。表11の(2)は食糧販売量をウェイトとした契約買い付け価格と市場販売価格の加重平均を実質化した価格と、その変化率が示されている。その表をみると、すべての地区で農家の実質的な食糧販売価格が低下しており、全国平均で年8.5%と大幅に低下していることが分かる。特に1998、99年ごろの価格の下落が激しく、全国平均で実質販売価格が10%以上低下している。

地区別にみていくと、東部地区と中部地区で実質販売価格の低下が大きく、実質販売価格が年平均で10%も下落している。一方、西部地区では1999年に平均販売価格が上昇したことが幸いして、年平均で5%台の下落にとどまっている。表9で示したように、中部地区は食糧主産地であり、食糧生産からの純収入が純収入全体の約3割程度の割合を占めている。それに対して東部地区、西部地区の食糧純収入の割合はそれぞれ1割と2割程度である。そのことを考慮すると、1996年以降続いている食糧余剰の発生は、すべての地区における食糧生産にとって実質的なマイナスの効果をもっており、その影響は食糧主産地である中部地区で最も著しいものであるといえる<sup>23), 24)</sup>。

次に、所得階層別に農家の生産・販売状況を集計した表10の(2)をみていく。この表から、世帯当たりの食糧生産量は第3、4分位が最も多く、両端の分位に進むにつれて食糧生産量は少なくなるという特徴が分かる。これは、一方では高所得世帯の兼業化・非農家化が進展しているのに対して、他方では低所得世帯において、最低限の食糧生産をまかなうのに精一杯の限界的な農業経営が行われていることによるものと考えられる。そのことは、食糧商品化率と所得階層との間に正の相関があることからもうかがえる。また販売食糧に占める契約買い付け販売量の比率をみてみると、年次によって若干のずれはあるものの食糧商品化率とは逆に、契約買い付けの対商品化食糧比と所

得階層との間には負の相関があることが指摘できる。

さらに地区別集計の結果と同様、市場価格が高騰している1995年前後には、低所得階層では商品化食糧に占める契約買い付け販売の比重が高くなっているため、高所得者と比較して食糧市場販売価格の上昇による恩恵を十分に受けることができていない。その反面、市場価格が低迷する1990年代後半には、他の所得階層と同様に契約買い付け比率が低下している。したがって、低所得階層の食糧生産者は、生産者保護主義的な食糧政策の恩恵を享受していない可能性が高い。

以上の分析の結果、地区や所得階層によって農家の農業生産・販売形態に格差が存在するため、食糧流通政策の転換や食糧需給の変化が農家の農業経営に対して与える影響は一様ではないこと、食糧の実質的な買い付け価格の下落は農家の食糧生産にマイナスの効果をもたらしている可能性が高いこと、そのマイナスの効果は低所得世帯や食糧主産地である中部地区に対して相対的に大きいことが指摘できる。ゆえに、実際の政策立案にあたってはマクロ的なバランスを重視すると同時に、流通制度改革によってもたらされる経済効果には、地域の特徴や農家の農業経営形態などに応じて格差が存在することに十分配慮する必要があるといえる。

## 2. 食糧余剰期における農家の食糧販売行動分析

ここでは、雲南省石林県を調査した王樂平〔2002〕と、吉林省磐石市を調査した齊〔1999〕を利用して、1996年以降の食糧余剰発生期における農家レベルからみた食糧流通の現状と、その問題点を考察していく。

### (1) 雲南省石林県の農家調査（王樂平〔2002〕）

石林県は雲南省の省都昆明市に属する県で、昆明市から89キロメートルのところに位置する。平均海拔が1730メートルで、山区・半山区・丘陵地区が総面積の84%に達しており、山の多い雲南省でも典型的な農村地帯である。

産業としては農業を主としており、煙草に依存する度合いが高く、作付け面積の約35%を占める。郷鎮企業はあまり発展しておらず、鉱山業としての石炭が目立った存在であるにすぎない。1人当たりGDPや所得水準でみると、石林県は雲南省平均とほぼ同水準にある。

食糧流通政策面では、1993年から食糧流通自由化が実施され農業税も実物納入制から現物納入制に移行したが、1996年から食糧契約買い付けが復活した。この王楽平〔2002〕の調査では板橋郷と圭山郷の農家が調査対象である。板橋郷の主たる作物は水稻、トウモロコシ、小麦、そら豆、油菜、煙草で、近くに河が流れており、灌漑に恵まれて水利条件は極めて良好である。他方、圭山郷は土地の大部分が山間・丘陵部にあり、しかもカルスト地区であることから水不足の問題があり、川沿いの地域を除き水田・稻作には不適な土地である。その代わり、煙草をはじめ、小麦、大麦、エンドウ、トウモロコシなどの畑作中心の農業を経営している。したがって王楽平〔2002〕は、内陸の低発展地域における食糧生産・流通の一例として位置づけられる。

まず調査農家の食糧生産動向を表した表12をみると、1994年に比べて1997年の食糧生産が約25%も落ち込んでいることが分かる。品目別にみていくと、

表12 調査農家の食糧生産・販売状況

	1994年調査			1997年調査		
	生産量 (kg)	販売量 (kg)	商品化率 (%)	生産量 (kg)	販売量 (kg)	商品化率 (%)
合計	2,976	1,293	43.5	2,255	1,272	56.4
米	679	86	12.7	381	153	40.2
小麦	510	243	47.5	582	249	42.7
トウモロコシ	1,121	700	62.4	720	580	80.6
その他作物	666	265	39.8	572	290	50.6

(注) (1) 数値は世帯当たり平均値である。

(2) 1994年の調査世帯数は100、1997年の調査世帯数は92であり、8世帯が追跡調査されなかった。

(出所) 王楽平〔2002:198〕より筆者作成。

主食である米生産の低下が最も著しく、ついでトウモロコシの生産量の減少も大きい。他方、小麦については多少の上昇傾向がみられる。しかし商品化率でみてみると、生産量の落ち込みが大きい米とトウモロコシの商品化率が大幅に上昇している。特に米は商品化の絶対量も増加している点が特徴的である<sup>24</sup>。

このような商品化率上昇の背景には、1996年以降の契約買い付けの復活がある。1994年時点では契約買い付けが撤廃され、81%の農家がすべての食糧を自由市場で販売していた。しかし契約買い付けが復活した1997年時点では、67%の農家が契約買い付け販売を行っている。そこで、食糧品目別に販売ルートの構成比をまとめたものが表13である。この表から明らかのように、契約買い付けが米と小麦に集中している。特に、米の契約買い付け販売の割合は圧倒的に高く、商品化食糧の90%を超える部分が契約買い付けとして販売されている。1997年時点の米の公定契約買い付け価格は、市場価格を大きく下回る水準に抑えられていた。具体的には、市場価格が2.30～2.70元であるのに対して、契約買い付け価格は1.44元と半分近い水準にあった。したがって、米の契約買い付けは実質的には義務供出であったといえる。

また小麦については、市場販売価格と政府買い付け価格（契約買い付け、協議買い付け、保護買い付け）はほぼ同水準にあり、その意味で小麦生産への

表13 調査農家の食糧品目別販売ルート構成比（1997年）

	米		小麦		トウモロコシ		合計	
	買い付け量(kg)	構成比(%)	買い付け量(kg)	構成比(%)	買い付け量(kg)	構成比(%)	買い付け量(kg)	構成比(%)
合計	153	100.0	249	100.0	548	100.0	1,239	100.0
国有流通	148	96.8	139	56.0	33	6.0	327	26.4
契約買い付け	140	94.6	71	51.1	19	57.0	230	70.4
協議買い付け	8	5.4	68	48.9	14	43.0	97	29.6
個人商人	5	3.2	109	44.0	515	94.0	912	73.6

（注） 原表の数値の不整合のため、トウモロコシの買い付け量合計は表12の数値と一致しない。

（出所） 王樂平 [2002: 199] より筆者作成。

流通政策の影響は小さかった。他方、トウモロコシ販売の政府買い付け価格は、農家が集荷商人に販売する価格と比較して高い水準にあった。それにもかかわらず、トウモロコシは大部分が政府買い付け販売ではなく、私営商人を通じて販売されていた。その理由としては、(1)政府買い付けの場合は食糧買い付け所まで運ばなければならない、(2)食糧買い付け所では品質や水分などの管理が厳しく、不合格とされる確率も高い、(3)集荷商人や仲買人は庭先まで買い付けに来てくれる所以、運搬・包装の手間が省ける、(4)販売価格は集荷商人や仲買人との交渉で決定される所以、水分や品質は価格で調整できる、などがあげられている（王樂平 [2002: 207-208]）。そのため、契約買い付け価格や保護価格が市場販売価格よりも名目上、10%程度高くても、実質的なコストを考慮すると農家は集荷商への販売を選択するという。したがって、トウモロコシの保護価格買い付けは実施的に機能をしておらず、買い付け所レベルの非効率性やサービスの質の低さがその主たる要因となっているのである。

すなわち雲南省石林県では、低価格による義務供出としての米の契約買い付けが広範に行われている反面、保護価格でのトウモロコシ買い付けは実質的に機能していないのである。この点から政府による農民保護を目的とした食糧流通政策は、少なくとも雲南省の当該地域において実質的に十分機能していないことが明確になったのである。

## (2) 吉林省磐石市の農家調査（齊 [1999]）

磐石市は吉林省の西南部に位置しており、土地面積が396平方キロメートルで、約53万人（農村人口約36万人）の人口を抱える。耕地面積は6万4800ヘクタールで、作付け面積では食糧全体では6万1200ヘクタール、うちトウモロコシが3万3500ヘクタール、水稻が1万7400ヘクタールとなっており、食糧生産量は約34万トンで、食糧商品化率は66.9%と商品化が進んだ地域である。農民1人当たり純収入は2042元であり、ほぼ全国平均に等しく、吉林省平均よりわずかに下回る水準にある。農村世帯の純収入の53.7%が食糧生

産からの収入であり、農家経営において食糧生産が重要な位置を占めている。すなわち、吉林省磐石市に関する齊〔1999〕の調査は、食糧主産地における食糧流通の平均的な姿を一定程度代表するものであると考えられる。

齊〔1999〕は1998年秋の収穫前に、食糧流通に関する質問票形式の調査を実施した。調査地は食糧主産地であり、農民1人当たり耕地面積も13.2畝とかなり広い地域である。調査実施時期には食糧の超過供給が発生しており、トウモロコシについて1kg当たり1.04元での保護価格買い付けが実施されていた。しかし調査対象世帯の95.8%は、私営商人に対して1kg当たり0.74～0.80元という保護価格よりも遙かに低い価格で食糧を販売していた。

農民がそのような安い価格で私営商人に販売する理由に関する調査結果は、表14にまとめてある。これをみると、「私営商人はいかなる質・量の食糧でも購入してくれるが、食糧買い付け所では買い付けてくれないから」(83.3%)、「食糧買い付け所が買い付けを行わず、早急にお金が必要だから」(54.2%)に対する回答率が圧倒的に高い。この調査が実施された時点では、保護価格による食糧の無制限買い付けが政策として公示されていた。しかしこの調査結果から、この地域では実際に無制限買い付けが行われず、やむなく私営商人に販売している農民像が浮かび上がる。また農民の側でも、高利貸しへの借金返済の必要性や早急に現金を手にしたいという願望から、食糧販売価格

表14 私営商人に食糧を販売する理由

選択肢	回答数	構成比(%)
食糧買い付け所が買い付けを行わず、早急にお金が必要だから	26	54.2
便利であるから	7	14.6
私営商人はいかなる質・量の食糧でも購入してくれるが、食糧 買い付け所では買付けてくれないから	40	83.3
今後販売できないことを恐れて	13	27.1
そのまま放置しておくと損失になるから	1	2.1
その他	0	0.0

(注) 複数回答。構成比は調査世帯数(48世帯)に対する回答比率である。

(出所) 齊〔1999: 8〕より筆者作成。

上昇の時期を待って販売するよりも、手早く私営商人に販売することを好む傾向がある。

この地域の食糧買い付け所では、買い付け食糧の等級・価格の不当な引き下げが行われているのに加え、買い付け所での買い付け拒否行為もみられる。保護価格で買い付けた食糧は、買い付けを行う国有食糧企業にとって順ざや販売が困難である。そのため、農民が運んでくる販売食糧の品質の低さを口実に、買い付け所では買い付けを拒否しているという。また秋の収穫時期を前にして、食糧販売不振のため食糧倉庫はすでに満杯状態にある。ある食糧倉庫では収容能力5万トンのうち、すでに4万8000トン収容されており、1998年度の契約買い付けなどが計画どおり実施できるが不透明な状況にあるという（斎 [1999: 7, 9]<sup>26</sup>）。

つまり吉林省磐石市では、市場価格より高い保護価格での買い付けを過去に実施してきたことで、国有食糧企業は食糧の過剰在庫を抱えており、それが買い付け所段階での不当な買い付け価格引き下げ、買い付け等級引き下げ、買い付け拒否につながっているのである。農民は自らの流動性制約と相まって、私営商人に安価な買い付け価格での販売を余儀なくされていると考えられる<sup>27</sup>。このような食糧買い付けの実態は、吉林省磐石市に限定されるものではなく、程度の差こそあれ、さまざまな地域で発生している現象である（何・韓 [2000]、周・鐘 [2002]）。そのため、保護価格での無制限食糧買い付けが行われない構造的欠陥など、食糧流通の実情に十分に鑑みた政策が焦眉の課題として求められているのである。

## おわりに

本章では、1978年以降の中国における食糧流通政策の変遷と実際の動向を、食糧流通政策の直接統制から間接統制への移行と、都市生活者保護から食糧生産者保護への転換という観点から考察し、現在の食糧流通が抱える問題点

を整理した。その結果、中国の食糧流通政策の歩みは単線的なものではなく、性急な自由化・市場化政策は実体経済によって引き戻されてきたことが明らかになった。他方、市場化が進展する食糧流通において、過剰な生産者・消費者保護的な政策や直接統制的色彩の強い政策は、実際の情況に対応することができず、実効性に乏しいものであったと主張できる。

このような政策の揺れは、確かに政府の失敗に起因するところも大きく、食糧流通における行政部門と国有食糧企業とのもたれ合い、食糧備蓄制度や食糧リスク基金など間接コントロール手段の機能不全など、食糧流通制度の改革が不十分であることは重大な問題である。ただし、世界の穀物生産の5分の1を占める食糧大国の食糧流通運営はそれ自身、想像以上に困難な課題であることを忘れてはならない。さらに中国のWTO加盟によって農業生産の国際競争激化といっそうの農業効率化が求められる今日の状況では、市場化・自由化を重視した食糧流通政策への圧力が強まることは不可避であろう。中国政府は、食糧流通の自由化が国内の生産者や流通業者などに与えるマイナスの効果を考慮して、現実に即した形で漸進的に自由化政策を進めていく他に方法はない。そのためには、食糧流通政策が農家や国有食糧企業など個々のプレイヤーに与える影響を詳細に検討することが必要となる。

そこで本章では、農家の食糧生産・食糧販売に焦点をあて、食糧流通政策の変遷のなかでの農家行動の特徴を、既存の農家調査研究に依拠して分析した。その結果、政策変化の影響は地域や所得階層などによって大きく異なること、すなわち生産者保護主義的な食糧流通政策は、必ずしも十分な効果を発揮しているとはいはず、特に食糧主産地である中部地区や低所得階層にとって、食糧流通改革によるマイナスの影響が過大になっている可能性が高いことが示唆された。したがって食糧流通政策策定にあたっては、このような地域の特徴や農家類型による政策効果の違いを十分考慮することが不可欠であるといえる。すなわち、地域の特徴や農家類型による政策効果の差異を前提として、その効果を定量的に分析したうえで、自由化によって発生する経済的摩擦を最小限に抑制できるような食糧流通政策が求められているので

ある。

また中央政府によって決定された政策が、地方レベルでは必ずしも厳格に実行されておらず、農民は過重な負担を受けているという可能性が高いことが指摘された。特に、地方レベルでは安価な契約買い付けを水増しして農家の供出義務負担を増大させたり、食糧買い付け所で買い付け食糧の等級・価格の不当な引き下げや買い付け拒否などの行為が頻繁に行われたりしていることが、農家レベルの調査から明らかになった。ただし、農村レベルでの政策と実態との乖離は、必ずしもすべてが地方政府や国有食糧企業の利己主義的行動によるものとはいえない。むしろ、中央政府の保護価格買い付け政策を忠実に実施してきたが、それに対する中央政府や省政府からの財政的な補填が十分でないため、このような問題が発生している側面も存在しているのである。したがって、保護買い付けが厳格に実施されない構造的欠陥など、地域の実情に鑑みた政策が必要となるのである。

[注] —————

- (1) 「原糧」の定義は、『中国統計年鑑1999』416頁、朱〔2001: 34〕による。「貿易糧」の定義は『中国国内市場統計年鑑1992』484頁による。また芋類については定義上、1963年以前は生芋4kgを食糧1kg、1964年以降は生芋5kgを食糧1kgに換算されている。

(2) 「原糧」と「貿易糧」の換算率の推計では、「原糧」については『中国統計年鑑1993』609頁の社会買い付け量、「貿易糧」については『中国国内市場統計年鑑1992』169頁の社会買い付け量を利用した。

(3) 1950年代中ごろの農業集団化初期には、上海松江県の陳永康によるジャボニカ系水稻の優良品種「老来青」の選抜、米麦二毛作技術の体系化、水稻二期作化が試みられ、華東地区の農業発展に貢献した。また1956年に広東省の農民育種家によって選抜されたインディカ系水稻優良品種「矮脚南特」は、早熟短矮の特性を生かし、早稻品種として1960年代以降の南方地域における水稻二期作化を大いに推進した。建国以降の農業生産技術の詳細については、田島〔1989: 184-189〕を参照のこと。

(4) 統計上の「郷村人口」とは、1964年時点において行政上「郷村」（農村）に区分される地域に戸籍上、登録されている常住人口のことであり、そのなかの就業者数が「郷村労働力」である。1964年時点の行政区分を基準に、その後の

- 年次に関する「郷村人口」が定義されているため、1964年以降の行政上の「郷村人口」は必ずしも一致しない。
- (5) 就業先別郷村労働力の構成については、『中国統計年鑑2000』371～372頁による。
  - (6) 食糧流通の直接統制から間接統制への移行という分析枠組みは、佐伯[1987]、池上[1994]に依拠した。
  - (7) 食糧の統一買い付け・統一販売制度の詳細については、《当代中国的糧食工作》編輯委員会[1988]、韓・馮主編[1992]、周[2000]を参照のこと。
  - (8) 野菜などの生鮮食料品の流通システムについては、周[2000]が詳しい。
  - (9) 1985年の契約買い付け実施状況と食糧生産との動きについては、池上[1989: 96-107]や宋ほか編[1998: 35-37]で詳細に分析されている。
  - (10) 鄭州市卸売市場の当時の状況については、菅沼[1993: 99-108]を参照のこと。
  - (11) 池上[1994: 22]によると、この配給価格引き上げによって食糧の自由市場価格と配給価格の格差は、従来の4対1程度から3対2程度まで縮まっており、一般に自由市場で販売される食糧の方が高品質であることから、市場価格と配給価格の格差はそれ以上に小さいという。
  - (12) 筆者が山西省定襄県糧食局に対して行ったヒアリング調査(2002年11月)によると、山西省において保護価格買い付けが開始された1998年当時、山西省の食糧リスク基金では積立金が不足していたため、定襄県糧食局に対する超過備蓄分の補填費用の支払いが最長で半年程度遅延することがあったという。しかし補填費用支払いの遅延は、その後は次第に改善されていったとのことである。
  - (13) 郭・王[1998]は食糧流通の実態とマクロコントロールの手段に鑑みて、省長食糧責任制よりもむしろ、中央政府による間接コントロールを強化することのほうが望ましいと主張している。
  - (14) 国有食糧企業による農村レベルでの買い付け独占に対しては、これまでの自由化路線に逆行しているとの批判がある。しかし中国の政府官僚や政府部門の研究者の間では、この政策は国有食糧企業の経営改善のための一時的な緊急避難的な政策であり、基本的に自由路線に反しないという考えが主流を占めているという(李[2001: 8-9])。
  - (15) 國務院弁公庁「一部の食糧品種を保護価格買い付け範囲からの除外することに関する通知」(2000年2月)、國務院「食糧生産と流通に関連する政策措置をいっそう完全化させることに関する通知」(2000年6月)。
  - (16) 國務院弁公庁「一部の食糧品種を保護価格買い付け範囲からの除外することに関する通知」(2000年2月)。
  - (17) 湖南省は食糧輸送証明書制度を撤廃し、資格条件をクリアしたさまざまな所有制の経済主体が食糧買い付けを行うことを許可しており(『人民日報』2002年3月11日)、安徽省でも食糧買い付け実行許可証制度を2002年1月1日

から実施する（『人民日報』2002年1月14日）など、各地で食糧買い付けへの参入条件緩和の動きをみせている。

- (18) 食糧消費地である広東省と海南省について、2001年上半期の食糧市場自由化の動向を調査したものとしては、趙〔2002〕がある。それによると、食糧買い付け市場の自由化によって国有食糧企業の食糧買い付け量が大幅に減少した反面、私営商人の役割が大きくなっていることが報告されている。ただし当該地域では、備蓄食糧の保管・回転、食糧リスク基金の運用、国有食糧企業の不良債権処理などの面で、さまざまな問題を抱えているといふ。
- (19) 国有食糧企業において、食糧の順ぎや販売が非常に困難な状況にあることについては、中国各地の食糧買い付け・販売事情を調査した中国農業発展銀行編〔2000〕で、詳細に指摘されている。
- (20) 農家の借り入れ制約に関する既存研究の概要については、竇劍〔2002〕を参照のこと。
- (21) 固定観察点調査の調査体系、実施概要の詳細に関しては、中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点調査弁公室編〔1992〕、および松田編〔1999〕を参照のこと。
- (22) 三つの地区の範囲は、以下のように定義される。
- 東部地区（北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、廣東省、広西チワン族自治区、海南省）
- 中部地区（山西省、内蒙自治区、吉林省、黒竜江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省）
- 西部地区（重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘粛省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区）。
- (23) データの制約上、ここで利用している価格データは、食糧販売量と食糧販売額（契約買い付けと市場販売の区別のみあり）から事後的に計算される食糧販売価格である。そのため、この価格では農家が販売している食糧の品種・等級などがコントロールできていない。さらに食糧販売価格と農家の収入との関係を厳密に議論する場合には、販売価格変化によって引き起こされる農家の作目転換や所得効果も関係してくるため、販売価格の変化が必ずしもそのまま農家の収入に反映しているわけではない点に注意されたい。
- (24) 地区間の契約買い付け負担の格差が、食糧販売収入にどの程度影響をもたらしているのかを明確にするため、東部地区の契約買い付け比率、契約買い付け価格、市場販売価格を中部・西部地区のそれらに当てはめて、食糧販売収入の変化率を計算した。その結果、中部地区の実際の食糧販売収入は、東部地区の変数にもとづいて計算された食糧販売収入よりも、年平均で8.7%低くなっているという結果がでた。他方、西部地区の実際の食糧販売収入は、推計された食糧販売収入よりも年平均で-1.0%であった。したがってこの結果からも、

契約買い付け負担は主として食糧主産地である中部地区に対して過大になっており、近年の食糧流通政策は食糧主産地の農家に対して潜在的なコストを発生させていることが考えられる。ただしこの推計では、注(23)と同様の問題が存在するのに加え、自家消費分の帰属価値の変化を考慮していない。さらに「販売価格と契約販売比率の変化が食糧生産量・販売量に影響を与えない」という強い仮定をおいているため、厳密性の面では問題がある。

- (25) 当該地域の特産物である煙草については、過剰供給が問題になっていたため、1997年に作付け面積と買い付け数量の削減政策が実施された。そのため、1997年の農家の煙草販売による収入額は1994年のそれと比較して名目ベースで減少しており、煙草販売収入の現金収入に占める割合も低下している。
- (26) 1996～97年の吉林省のトウモロコシ流通については、趙 [1998] に詳しい。吉林省全体としても、買い付け食糧の増大と備蓄コストの増加、国有食糧企業の赤字、食糧への財政負担の増大などの問題を抱えている。
- (27) 2001年12月24日付の新華社通信によると、黒竜江省友誼県・集賢県では私営商人と食糧買い付け所の職員が結託して食糧の保護価格買い付けを妨害しているため、農民が私営商人へ安価での食糧販売を余儀なくされていることが報告されている。

### [参考文献]

#### 〈日本語文献〉

- 池上彰英 [1989] 「食糧の流通・価格問題」（阪本楠彦・川村嘉夫編『中国農村の改革』アジア経済研究所）75～117ページ。
- [1994] 「中国における食糧流通システムの転換」（『農業総合研究』第48巻第2号）1～52ページ。
- [1997a] 「農家の食糧販売をめぐる諸問題」（中兼和津次編『改革以降の中国農村社会と経済』筑波書房）221～248ページ。
- [1997b] 「食糧需給・流通・備蓄体制」（日中経済協会編『1996年の中国農業一功を奏した食糧増産政策』日中経済協会）55～75ページ。
- [1998] 「食糧の国内流通制度とその運用」（日中経済協会編『1997年の中国農業—食糧生産過剰に悩む中国農業—』日中経済協会）65～77ページ。
- [1999] 「食糧流通体制改革の動向と問題点」（日中経済協会編『1998年の中国農業—生産性向上への模索—』日中経済協会）89～101ページ。
- [2000] 「食糧米の流通」（国際農業交流・食糧支援基金編『中国的食糧流通—米の生産及び流通を中心として—』国際農業交流・食糧支援基金）65～101ページ。

- 王樂平 [1999] 『中国食糧貿易の展開条件』 御茶の水書房。
- [2002] 「中国食糧流通体制の変遷と改革—雲南省石林県を実例に—」 (中兼和 津次編 『中国農村経済と社会の変動—雲南省石林県のケース・スタディー』 御茶の水書房) 177~215ページ。
- 嚴善平 [1994] 「中国における食糧の生産・流通・価格」 (『桃山学院大学経済経営論集』 第35巻第4号) 43~70ページ。
- 国際協力事業団基礎調査部編 [1998] 『中国農業の課題—食糧流通を中心として—』 国際協力事業団。
- 佐伯尚美 [1987] 『食管制度—変質と再編—』 東京大学出版会。
- 周応恒 [2000] 『中国の農產物流通政策と流通構造』 勁草書房。
- 菅沼圭輔 [1993] 『食糧管理制度と流通改革』 (日中経済協会編 『1992年の中国農業—不足から過剰に悩む転換期—』 日中経済協会) 71~122ページ。
- 田島俊雄 [1989] 『農業生産力の展開構造』 (山内一男編 『中国経済の転換』 岩波書店) 154~191ページ。
- 竇劍久俊 [2002] 『中国農村における農家の貯蓄・借入行動に関する数量分析』 (経済産業省委託調査『アジア産業ネットワーク研究事業報告書 中国(平成13年度)』 アジア経済研究所) 138~167ページ。
- 牧田りえ [1996] 『中国の食糧流通システムの課題と現状』 (『開発援助研究』 第3巻第2号) 100~112ページ。
- 松田芳郎編 [1999] 『中国農業部固定観察点調査データに関する検討』 (文部省特定領域研究(A)「統計情報活用のフロンティアの拡大」研究成果報告書)。

#### 〈中国語文献〉

- Aubert, Claude [2000] 「中国糧食貿易改革—一個關於國家和農民利益尚未了結的故事—」 (熊景明主編 『進入21世紀的中國農村』 光明日報出版社) 249~282頁。
- 《当代中国的粮食工作》編輯委員会 [1988] 『当代中国的粮食工作』 中国社会科学出版社。
- 郭玮·王来武 [1998] 『糧食省長負責制—矛盾和問題—』 (『農業經濟問題』 1998年第12期) 2~6頁。
- 国家統計局編 『中国統計年鑑』 (各年版) 中国統計出版社。
- 国家統計局貿易物資統計司編 『中国国内市場統計年鑑』 (各年版) 中国統計出版社。
- 国家統計局農村社会経済調査総隊 [2000] 『新中国50年農業統計資料』 中国統計出版社。
- 国家統計局農村社会経済調査総隊 『中国農村住戸調査年鑑』 (各年版) 中国統計出版社。
- 韓一軍 [2002] 『2001年糧食主產区糧改進展情況的調查与建議—以安徽省為例—』 (農業部農村社会経済研究中心編 『中国農村研究報告2001』 中国財政経済出版社)

185～205頁。

- 韓志榮・馮亞凡主編 [1992] 『新中国農產品價格四十年』 水利電力出版社。
- 何宇鵬・韓一軍 [2000] 「1998年糧改政策執行情況總述」(農業部農村經濟研究中心  
『中國農村研究報告1999』 中国財政經濟出版社) 215～228頁。
- 冀名峰 [2001] 「糧食流通体制改革中的政企分開問題」(『農業經濟問題』 2001年第  
5期) 2～6頁。
- 柯炳生 [1995] 『中國糧食市場與政策』 中国農業出版社。
- [1999] 「我國農產品“買難”“賣難”交替發生的深層原因及對策研究」(万宝  
瑞主編『農業軟科學研新進展1997-1998』 中国農業出版社) 204～228頁。
- 李成貴 [2001] 「1998年以來的中國糧改研究」(中国社会科学院農村發展研究所編『中  
國農村發展研究報告2』 社會科學文献出版社) 3～17頁。
- 劉偉・羅俊華 [2001] 「從2001年早稻收購新變化看深化糧食流通体制改革的着力點—  
對江西2市5縣早稻收購狀況調查—」(『中國農村經濟』 2001年第11期) 67～  
70頁。
- 龐邁 [1997] 「實行“保量保價”的雙軌性」(『改革』 1997年第3期) 55～58頁。
- 農村經濟技術社會知識叢書編委會編 [2000] 『糧食購銷』 中国農業出版社。
- 農業部軟科學委員會辦公室編 [2001] 『糧食安全問題』 中国農業出版社。
- 齊百君 [1999] 「糧食流通体制改革下相關利益主體的行為分析—對吉林省磐石市調  
查結果的思考—」(『農業經濟問題』 1999年第3期) 6～10頁。
- 全國農業普查辦公室 [2000] 『中國第一次農業普查資料綜合提要』 中国統計出版社。
- 宋洪遠 [1997] 「“米袋子”省長責任制及其對糧食生產、流通和宏觀調控的影響」(『中  
國農村觀察』 1997年第2期) 28～32頁。
- 宋洪遠ほか編 [1998] 『中國農業政策與涉農部門行為』 中国財政經濟出版社。
- [2000] 『改革以來中國農業和農村經濟政策的演變』 中国經濟出版社。
- 王忠海 [1996] 「農戶行為與糧食市場化—1994年農戶糧食生產與流通調查問卷分析—」  
(『中國農村觀察』 1996年第1期) 34～41頁。
- 葉興慶 [1997] 「新一輪糧價周期與政府的反周期政策」(『中國農村經濟』 1997年第  
9期) 4～10頁。
- 曹建軍 [1998] 「當前糧食保護政策分析」(『中國農村經濟』 1998年第8期) 21～  
27頁。
- 趙玉田 [1998] 「吉林省玉米流通中的主要問題及原因」(『中國農村經濟』 1998年第  
1期) 33～39頁。
- [2002] 「主銷區糧食市場放開之後的變化問題」(農業部農村經濟研究中心編『中  
國農村研究報告2001』 中国財政經濟出版社) 167～178頁。
- 中國農業發展銀行編 [2000] 『中國農業—政策性銀行管理探索—』 經濟科學出版社。
- 中國農業專門家論壇 [1998] 「正確判斷糧情 穩妥推進糧改」(『中國農村經濟』  
1998年第1期) 4～12頁。

- 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室編 [1992] 『全国農村社会経済典型調査数据匯編』 中共中央党校出版社。
- 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室 [2001] 『全国農村社会経済典型調査数据匯編 1986-1999年』 中国農業出版社。
- 中華人民共和国国内貿易局編 『中国商業年鑑』(各年版) 中国商業年鑑社。
- 中華人民共和国農業部 『中国農業發展報告』(各年版) 中国農業出版社。
- 中華人民共和国商業編輯委員会編部編 『中国国内市场統計年鑑』(各年版) 中国国内貿易年鑑社。
- 周応恒・鐘甫寧 [2002] 「糧食購銷政策的分析与運行之考察」(『中国における食料の総合供給能力と長期需給展望に関する国際共同研究』(平成12~13年度科学研究費補助金(基盤研究B(1)) 研究成果報告書) 46~53頁。
- 朱之鑫 [2001] 『国家統計報表制度主要指標解説2000』 中国統計出版社。

〈英語文献〉

- Cheng, Yuk-shing [1996] "China's Grain Marketing System Reform in 1993-94: Empirical Evidence from a Rural Household Survey," *China Economic Review*, Vol.7, No.2, pp.135-153.
- Sicular, Terry [1988] "Plan and Market in China's Agricultural Commerce," *Journal of Political Economy*, Vol. 96, No.2, pp.283-307.
- Wu, Harry [1996] "A Note on the CERU-MoA Grain Farm Household Survey in China," *China Economic Review*, Vol.7, No.2, pp.97-104.